

[翻訳]

ウィットブレッドの救貧法に関する演説

柳 田 芳 伸
田 中 育久男

訳者序言

ここに訳出を試みるのは、下院議員サミュエル・ウィットブレッド (Whitbread, Samuel, 1764-1815) が1807年2月19日に下院で救貧法を主題として行った演説 (*Hansard's Parliamentary Debates*, first series, vol. 8, February 19, 1807, col. 865-921.) を冊子の形式でリッジウェイ社 (Ridgway) より刊行し、価格3シリングで販売された『1807年2月19日木曜日、下院で報告した救貧法に関する演説の要旨、附録を伴って (*Substance of a Speech on the poor laws delivered in the House of Commons, on Thursday, February 19, 1807. With an appendix.* pp.107.)』の全文である〔以下では『演説』と略記する〕。

18世紀後半から19世紀初頭にかけてイギリスは、国内では産業革命が進展したけれども、農業不振により穀物価格が高騰し、かつ国外ではフランス革命やナポレオン戦争が起きるなど、人々が「革命と飢饉の二

図表1 サミュエル・ウィットブレッド



(出典) Ritchie, Berry, *An uncommon brewer: the story of Whitbread, 1742-1992*, James & James, 1992, p. 34. より。

重の恐怖¹⁾におびえる混迷の時代を迎えていた。こうした中で、貧困の深刻化が重大な問題となり、その打開策の一つとして提出されたのがウィットブレッドの『演説』である。ウィットブレッドはこの『演説』で救貧法を存続させつつも、貧民の道徳的な改善を促すため、同法に部分的な修正を加える改正法案を提示している。この『演説』をめぐるのは、マルサスが公開書簡『救貧法の改正法案に関するサミュエル・ウィットブレッド氏宛ての書簡 (*A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M. P. on His Proposed Bill for the Amendment of the Poor Laws*)』(1807年)[以下では『書簡』と略記する]を刊行して応答するなど、実にさまざまな論者が議論に参加しており、『演説』は当時の救貧法をめぐる論争を見る上で看過できない史料の一つと言える。ここでは、まずウィットブレッドの略伝²⁾をふりかえり、『演説』の特徴について若干の考察を試みたい。

ウィットブレッドは1764年1月18日、イングランド東部にあるベッドフォード州カーディントンに生まれた。同名の父(Whitbread, Samuel, 1720-1796)は、醸造業の奉公人からイギリスを代表する醸造業のオーナーにまで上りつめた卓越した実業家であり、同時に代々小ジェントリの地位にあった一族に栄光をもたらした人物でもある。彼が1742年(22歳)に友人とともに立ち上げたビール会社「ウィットブレッド社」はロンドン屈指の規模を誇るまでとなり、国王ジョージ3世夫妻が1787年にその工場を謁見するほどの活況であった。また、同社は事業の成功を背景に1700年代から1830年までにウィットブレッド父子を含む7名の下院議員を輩出してお

図表2 ウィットブレッド父



(出典) Ritchie (1992), *op.cit.*, p. 10. より。

図表3 ウィットブレッド社の様子(1792年)



(出典) Ritchie (1992), *op.cit.*, p.22. より。

り、経済界だけでなく政界にも大きな影響力を持っていた³⁾。こうした父の成功によりウィットブレッドは環境に恵まれ、イートン・カレッジ、ケンブリッジ大学、(途中から)オックスフォード大学で教育を受けた。また、彼は1784年から1786年にかけてポーランドやロシアなどを旅している。この時、家庭教師(tutor)として同行したのが、歴史家で、後にウィルト州の大執事(Archdeacon)になるコックス(Coxe, William, 1747-1828)であった。ちなみにコックスは、後にこの旅行を『ポーランド、ロシア、スウェーデンおよびデンマーク旅行記(*Travel into Poland, Russia, Sweden and Denmark*)』(1792年)としてまとめていて、マルサスは北欧旅行に先立ち予備知識を身につけるため、この著作を熱心に読んでいたとされる⁴⁾。

イートン・カレッジで出会ったグレイ(Grey, Charles, 2nd Earl Grey, 1764-1845)とは親友であるのみならず、グレイの妹エリザベスとの結婚で義兄弟となり、生涯にわたり影響を与え合う関係となる。1790年(26歳)

図表4 ウィットブレッド
(イートン校を卒業した頃)



(出典) Fulford, Roger, *Samuel Whitbread, 1764-1815: a study in opposition*, Macmillan, 1967, p. 35. より。

図表5 グレイ (1794年)



(出典) ウィキペディアより。

図表6 エリザベス
(1788年、ウィットブレッドと結婚した)



(出典) Ritchie(1992), *op.cit.*, p.43. より。

に政界に進出したウィットブレッドはウィッグ党フォックス派に属し、この頃すでに下院議員を務めていたグレイとともに、急進グループ「人民の友 (Society of the Friends of the People)」の結成に加わるなど、以後、指導的な政治家の一人として身を捧げるようになった。政治家としての彼の関心は専ら、社会で弱い立場におかれる人々に向けられた。彼は在職中、民衆から寄せられる請願 (Petition) に誰よりも耳を傾け、時にグレイをはじめ多くの同僚の議員に引き止められても、自身の確固たる信念をもって行動した。その背景には、彼の故郷ベッドフォード州がイングランドの中でも相対的に貧しい農業地域に属しており、そこに生きる人々の姿に常に目を向けていたことがあった。『演説』より前に提出し否決された最低賃金法案 (1795年・

1800年)も農業労働者の賃金に焦点を当てたものであり、彼の農村部の苦難に対する関心から発したものと言える⁵⁾。また、彼は教育家ランカスター (Lancaster, Joseph, 1778-1838) の熱烈な支持者であり (81頁)、自身もベッドフォード州の各地にあった貧民の学校を支援する⁶⁾など教育に情熱を傾け、貧民の境遇改善に尽力していた。1815年7月6日、51歳で自ら命を絶った時、世間は彼を社会的な弱者の擁護者として讃えた。彼の死の翌日、『モーニング・クロニクル』紙はその訃報に接し、「いかなる時も、また自分を非難する誰に対しても、正義感を持ち、自主的に行動し、慈悲にあふれ、誠実で、有能であり、公平無私の擁護者 (advocate) であった。彼が高潔な者だということを、無駄にあてはめた擁護だと断言する者などこれまで誰一人としていなかった。彼は抑圧される者に対し、ひたむきで不屈の支持者であった。」

図表7 ランカスター



(出典) ウィキペディアより。

図表8 助教制度の様子



7人を1組として8か所に分かれ、読み、書き、算術を教わっている〔From the end note of Joseph Lancaster's *The British System of Education*, the Royal Free School, London, 1810, plate No.4〕。

と報じている⁷⁾。こうした強い使命感が、彼を『演説』に向かわせたと考えられる。

ウィットブレッドは、1806年5月21日の議会審議で救貧法の総合的な計画を提示することを予告し、翌年の2月19日に『演説』を行った⁸⁾。『演説』において、彼は「社会の労働階級の間勤労を促進かつ奨励し、犯罪貧民および困窮貧民を救済し、規制するための法案 (A Bill for promoting and encouraging industry amongst the labouring classes of the community, and the relief and regulation of the criminal and necessitous poor)」(120頁)を提案している。その主な内容は全国教育制度、貧民の貯蓄、居住権の拡大、教区会の改革、地方税の公平化、貧民の賞罰、小屋の免税と建設、ワークハウスの改革、貧民の雇用対策など多岐にわたるものであった。彼は被救済者の数とそれに伴う救済の費用が近年急速に増大している(63-64頁)ことを問題視し、国家の負担をいかに軽減し、人々の間に幸福や徳を広げるか(60頁)が重要であるとした。その際、ウィットブレッドの意識は、おおむね二点に向けられていたと考えられる。

第一は、救貧法の将来的な消滅を展望していたことである。それゆえ『演説』の中で何よりもまず意識されたのは、マルサスの『人口論』であった。ウィットブレッドは、人口原理を応用して救貧法の漸次的な廃止を説くマルサスの思想が今や非常に大きな影響力があることを認め、自身もマルサスの著作を注意深く読んだことを明かしている(66頁)。しかし、たとえ救貧法をあらゆる人々を扶養できる万能な法に変えることが難しくても、あるいはまたマルサスの原理の正しさを認めるとしても、救貧法廃止論は現状では王国に多大な害悪をもたらしかねないとして、どうしてもマルサスの主張を受け入れることができなかった(66-70頁)。彼が目標としたことは、救貧法を廃止することではなく、「適切な手段を講ずることによって、救貧法が将来にはほぼ無用な存在になる」(73頁)ことであった。そしてその目的のためには「社会の下層階級の人格を向上させる」(73頁)提案を示すこと、すなわち、救貧法がなくても生活できる自立し

た勤勉な労働者を育成するための対策を論じることが先決だと考えたのである。その中で、彼は「依存的な貧困の格を下げ、常に自立した勤労ほど望ましい状態はないようにする」(73頁) 貧民の劣等処遇を基本としながら、教育制度や貧民の貯蓄、賞罰制度などさまざまな改革案を提示することにより、貧民の自立心や節約心を刺激し、彼らの境遇を改善しようとしていたと言える。

第二は、地方の実情を踏まえた改革案を模索したことである。ウィットブレッドは『演説』で自身が提案する項目が「斬新なものではなく、有益なもの」を目指しており(117頁)、これまでにない全く新しい改革案を提示することが目的ではないことを示唆している。彼は『演説』の随所で過去の法令や証言を参照し、自身の提案の根拠として示していくが、それとともに重視したのが地方の実情であった。彼が教区の扶助をうけることなく多子家族を養う労働者には金銭的な報酬や栄誉記章などを授与する褒賞制度(104-105頁)を提案した時、モンク(Monck, John Berkeley, 1769-1834)は「貧民が尊敬されるか、馬鹿にされるかは紙一重」だと評したし、マルサスやウェイランド(Weyland, John, 1774-1854)もその有効性を疑った⁹⁾。しかし、ウィットブレッドは自身の提案がベッドフォード州に創設された農業協会(agricultural society)での実例をもとにしたものであることを指摘しており(105頁)、すでに地方で行われている優れた取り組みをイングランド全土に広げようとする意図があった(106頁)。また、彼は当時の貧民の悲惨な住宅事情(107頁)や州による税負担の格差(102頁)など地方の現状を踏まえ、小屋を建設する権限を治安判事に認める提案(107頁)や、地方税の負担をイングランド全体で公平にすることを視野に入れた提案(102頁)をなしている。マルサスは『書簡』でこの二つの提案に反論し、とりわけ前者には「住居獲得の困難が人口の予防的妨げの一つであり、救貧法の効力を弱める作用がある」という観点から強く批判した¹⁰⁾。ウィットブレッドはこのマルサスの指摘をすでに認識していた(108頁)、しかし「貧困は理論を覆し、抑制に勝っている」(107頁)

図表9 イングランドにおける一人当たりの貧民救済費の状況 (1802年)

州名	一人あたりの貧民救済費
ベッドフォード州 (南部諸州の一つ。ウィットブレッドの故郷)	11シリング9ペンス
北部諸州 (平均)	7シリング3ペンス
レスター州 (北部諸州で負担が最も重い州)	12シリング4ペンス
ランカ州 (北部諸州で負担が最も軽い州)	4シリング5ペンス
南部諸州 (平均)	11シリング6ペンス
サセックス州 (南部諸州で負担が最も重い州)	22シリング7ペンス
コーンウォール州 (南部諸州で負担が最も軽い州)	5シリング10ペンス

(注) 南部諸州の平均はウェールズを含めたものである。南部諸州にウェールズを含めた場合、ウェールズが最も負担が軽い (5シリング7ペンス)。

(出典) 吉尾清『社会保障の原点を求めて イギリス救貧法・貧民問題 (18世紀末～19世紀半頃) の研究』関西学院大学出版会、2008年、42-43頁の表より一部を抜粋し作成。

とし、現実に即した改革をすることが貧民の境遇改善には必要と判断した。こうした彼の姿勢は、後に彼がマルサスに書き送った返信においても確認できる¹¹⁾。

『演説』で提起された法案はその後、正式な議案として本格的な審議を行うことが約束された。しかし実際には、その内容が複雑多岐ゆえに分割して提案されることになった。2月23日の審議に出席した議員の一人モリス (Morris) が「この救貧法改正案全体については反対の態度で審議に臨むつもりであるが、原法案を分割し、教育に関係した提案部分だけに限定した法案にするならば、反対しない」と表明したことも要因の一つであった。4月17日の審議で四つに分割され、最終的にそのうちの一つ「教区学校法案 (Parochial Schools Bill)」のみが残されることになったけれども、これも8月11日の審議で廃案となった¹²⁾。したがって『演説』で提案されたいずれもが現実に法制化されることはなかった。しかし、貧民の区別〔犯罪貧民 (不品行の者) と困窮貧民 (不運な者)〕を基本として救済をできる限り制限するとともに、税負担の公平化などを図ろうとした『演

説』の中には、貧民の劣等処遇や中央集権化など後に成立する新救貧法（1834年）の骨子につながる萌芽的な要素が含まれており、当時の救貧法改革を知るための重要な史料と言える。

ところで、ウィットブレッドが『演説』で用いたマルサスの『人口論』は、注で明記された引用箇所を確認する限り第三版（1806年）の可能性が高い¹³⁾。マルサスはこの版で新たに加えた「附録」で自身の救貧法論に修正を加えている。彼は「救貧法の明白な傾向は、たしかに結婚を奨励すること」にあり、「謹厳と節約を阻害し、怠惰と捨て子を助長し、そして徳と罪悪を救貧法がない場合に比べて同一水準に置く傾向がある」という救貧法の害悪も認めながらも、注意深く観察すると、救貧法が結婚を人々にどの程度奨励したか疑問であり、「人口の増加を大いに刺激するとは断定的に言うつもりはない」として、その効力に対する自身の考えを修正した¹⁴⁾。さらに第四版（1807年）ではこの主張に注を付し、救貧法が「あまり結婚を刺激していない」ことを事実として受けとめ、「これが事実ならば、本書で主張した救貧法に対する反対論のいくつかは削除される」として自身の救貧法論に明確な変更を加えている¹⁵⁾。また、この前後に出された『書簡』では、先述のようにウィットブレッドの法案の一部に厳しく応答する一方で、「全体として、わが国の救貧法制度を改善することを計画されている」¹⁶⁾として、『演説』の内容を総じて認めた。そして、エンプソン（Empson, William, 1791-1852）も指摘しているように、マルサスは「原則としては救貧法の一支持者」であることを明らかにしてもいる¹⁷⁾。

マルサスは救貧法の漸次的廃止の主張を変えることはなかった。しかし1806年から1807年の短期間のうちに『人口論』第三版や第四版、『書簡』を刊行し、現行の救貧法制度に集中的に言及していることは注目に値する。すなわち、この時期に彼が救貧法問題に非常に強い関心を抱いていたことがうかがえる。そして、彼に「救貧法に関して著した唯一のパンフレット」¹⁸⁾と言われる『書簡』を刊行するきっかけを与えた『演説』もまた役割を担っていたと考える。実際、『演説』には書簡やパンフレット、雑誌

などさまざまな媒体を介しての応答があり、当時の救貧法論争に影響力を持ったと考えられる。それゆえ、『演説』の全体像をここに明らかにすることは19世紀初頭の救貧法論争、あるいはマルサスの救貧法論を辿り直していく上で重要な意義があると考えられる。

なお本訳は柳田と田中の共訳という形をとってはいるけれども、訳出に際しては田中がまず下訳したものを柳田が逐語的に点検して完成させていった。それゆえこの翻訳は田中の貴重で地道な努力に負うところ極めて大である。しかし本訳になお見出されるであろう誤訳や不適切に関する一切の最終的な責任はすべて柳田にある。

(注)

- 1) 小山路男『西洋社会事業史論』光生館、1978年、95頁。
- 2) ウィットブレッドの伝記は、Fulford, Roger, *Samuel Whitbread, 1764-1815: a study in opposition*, Macmillan, 1967. および Rapp, Dean, *Samuel Whitbread (1764-1815): A Social and Political Study*, Garland Publishing, 1987. を参照。その他に *Oxford dictionary of national biography* (2004) vol. 58. pp. 526-529. を参照。
- 3) 竹之内謙一『紳士の国の酒飲みたち - イングランド酒類販売免許史』文芸社、2002年、53頁、および Mathias, Peter, *The brewing industry in England, 1700-1830*, At the University Press, 1959, p. 333.
- 4) この他にマルサスは、ベルゲン (Bergen) の牧師を務めていたポントピダン僧正 (Bishop Pontppidan, 1698-1764) による『ノルウェーの自然史 (*Natural History of Norway*)』(1751年) も読み、ノルウェー旅行の唯一の指針としていたとされる〔小林時三郎『マルサス経済学の方法』現代書館、1968年、97頁〕。
- 5) Rapp (1987), *op. cit.*, pp. 212-217.
- 6) Rapp (1987), *op. cit.*, p. 231.
- 7) Rapp (1987), *op. cit.*, p. 210.
- 8) 松井一麿『イギリス国民教育に関わる国家関与の構造』、東北大学出版会、2008年、101~102頁。
- 9) モンクとウェイランドは Rapp (1987), *op. cit.*, p. 222. マルサスは Malthus,

- Thomas Robert, *A Letter to Samuel Whitbread, Esq. M. P. on His Proposed Bill for the Amendment of the Poor Laws*, Introduction to Malthus, edited by D.V. Glass, Watts, 1953, p.192 [小林時三郎『マルサスの経済理論』現代書館、1971年、209頁]を参照。
- 10) Malthus (1953), *op. cit.*, pp.192-201 [小林 (1971年) 前掲書、209-218頁] 救貧法の効果を抑制する効果が「住居獲得の困難」にあるとする主張は、『人口論』第二版(1803年)より見られるが、『書簡』ではその効果を「少しも疑っていない」としてより強い口調で発している [Malthus (1953), *op. cit.*, p.193 [小林 (1971年) 前掲書、210頁]]。マルサスはこの他に、地方税の公平化の一環として、教区に課せられる税が一般的な税額平均の二倍に達した場合に地方債 (county stock) での救済を認める提案 (103頁) にも反論する [Malthus (1953), *op. cit.*, pp.201-202 [小林 (1971年) 前掲書、218-219頁]]。
- 11) Whitbread, Samuel, *Samuel Whitbread to Malthus (5 April 1807)*, T. R. Malthus: The unpublished papers in the Collection of Kanto Gakuen University, ed., by J. M. Pullen and Trevor Hughes Parry, vol.1, Cambridge, 1997, pp.80-85.
- 12) 松井 (2008年) 前掲書、101-106頁。
- 13) 確認には Malthus, Thomas Robert, *An essay on population 1806*, An essay on population; the six editions, Routledge, 1996, 11 volumes. を用いた。
- 14) Malthus, Thomas Robert, *An Essay on the Principle of Population; or, A View of its Past and Present Effects on Human Happiness; with an Inquiry into Our Prospects Respecting the Future Removal or Mitigation of the Evils which it Occasions*, The Version Published in 1803, with the variora of 1806, 1807, 1817, 1826, ed., by Patricia James, 2vols, Cambridge University Press, 1989, p.226. [吉田秀夫訳『各版対照マルサス人口論』、春秋社、1948-1949年、247頁]
- 15) Malthus (1989), *op. cit.*, p.226. [吉田 (1948-1949年) 前掲書、248頁]
- 16) Malthus (1953), *op. cit.*, p.204 [小林 (1971年) 前掲書、221頁]
- 17) エンプソン [柳田芳伸訳]「マルサス氏の生涯、著作、および性格」、『長崎県立大学経済学部論集』第44巻、第3号、2010年、95頁。従来の研究ではマルサスを救貧法の廃止論者の代表者とされてきたが、改正論者に位置づけるべきとする見解もある [柳澤哲哉「マルサス『人口論』における救貧法批判の論理』『マルサス学会年報』第25号、2015年、4頁および10頁]。
- 18) Poynter, John Riddoch, *Society and Pauperism: English ideas on poor relief, 1795-1834*, Routledge & K. Paul, University of Toronto Press, 1969, p.213.

サミュエル・ウィットブレッド 『1807年2月19日火曜日、
下院で報告した救貧法に関する演説の要旨、付録を伴って』
1807年、pp.107.

凡 例

1. 原文の丸括弧 () は、訳文でもそのまま表記している。
2. 原文のダブルクォーテーションは、鍵括弧「」(著作は二重括弧『』) で表記している。
3. 原文のイタリック部は、斜字で表記している。
4. 訳文中の亀甲括弧〔 〕の字句は、訳者が便宜上補足したものである。
5. 原注は()、訳注は〔 〕の中にそれぞれ通し番号を記入し、適切な個所に付している。
6. マルサス『人口論』の訳文は、吉田秀夫『各版対照人口論 ~ 』、春秋社、1948-1949年を用いたが、必要に応じて改訳している。

議長(MR. SPEAKER)。私はこの地上のありとあらゆる立法議会(deliberative assembly)でこれまで関心の的とされてきた最も興味深い問題の一つを、下院の考慮すべき事案として提出いたします。私はあらゆる政治的な問題の中でもこの上なく難しい問題を解決するための試み、すなわち、いかにわが王国の臣民の間に人間の悪徳と悲惨を軽減し、いかに人間の幸福と徳を広げるのか〔という問題の解決〕への取り組みに皆さま方の注意をひきたいのです。

議長(Sir)。この試みはこれまで往々にして成果を上げられず取り組まれてきたのですが、それでも私はこの試みが成し遂げられないとは考えていないのです。たとえ大きな困難が伴おうとも、少なくともこの困難を乗り越えるために努力することが我々の責務なのです。

議長。私はいま本来の社会構造を調査することで、下院をわずらわせる

つもりはなく、また同胞の救援（succour）や扶助（support）に関わる漠然とした人間の権利に立ち入るつもりもありません。その権利が現実にあるのか、それともないのか。個人としては、我々は無実の者への救済だけでなく、貧窮（distress）という罪悪の者への救済ですら決して拒みえませんでした。また、議員の一人としても、我々はこれまでこうした援助（assistance）が法という手段では成し遂げられないと述べることも一切できませんでした。同じ結果に至る取り組みを続けてから二世紀以上の時が流れたのですが、皆さま方の法令集には偉大なキリスト教の原理「自分の求めることを人にもそのようにせよ（you would that others should do unto you）」¹⁾を具体化したものがありました。

いかなる理論であれば、より大きな魅力を持つことができるのか？現状のように、皆さま方は空腹の者に食事をとらせ、裸の者に衣類を着させ、病の者を見舞い、父のいない者を保護し、未亡人に手を差しのべ、健康だが貧しい者を職に就かせ、放縦の者や怠け者に仕事を強制することを引き受けました。

議長。こうした計画はエリザベス女王の治世の時代に賛否の決を採ったのですが、その栄光は我々の歴史の記録の中に今もなお明らかです。これまでこうした計画は国家のあらゆる協議会で、最も賢明で指導的な政治家たちの何人かの保護のもとで計画され、実行に移されてきました。それは、ある特定の時代に突如あらわれた所産ではありませんでした。これらはこの長く繁栄する治世の全般にわたって、議会の関心の的となっていました。エリザベス女王治世第5年〔1563年〕の法律に始まり、第14年〔1572年〕、第18年〔1576年〕、第39年〔1597年〕、そして第43年〔1601年〕の法律に至るまで、すなわち、ついにこのエリザベス救貧法（the work）が完成するまで、その目的に政府が注ぐ努力にゆるぎない方向性〔があること〕を証明しており、法律の一定の連なりが見られるのです。

しかし、議長。まるで人間の英知による思惑を混乱させたり、人間の自尊心をおとしめたりしたかのように、一見したところ、実に有能な労働者

たちによってきわめて堅実な基礎の上に築かれたよう〔に思える〕これらの計画の意図していた目的が損なわれてきたのです。それは、我々の救貧法制度が実現できない願望を抱かせ、怠惰と悪徳を促し、そして過剰人口や不用心な子孫や悲惨と悪徳による犠牲者を早々に生み出すために、わが国のいたるところで称賛されるべき人々の地位を引き下げ、自立の精神を破壊する働きを持ったとされるという、今日ごく一般的に言われている主張なのです。すなわち、推測では我々の栄光にすべきものが非難〔されるもの〕へと変わってきたのです。(深刻な悲慘が広がっているといわれる) アイルランドの貧民の状態を調査し、何らかの救済策を提案するために任命されたわが下院の委員会は、我々の救貧法の制度が土地所有者 (land-owner) を非常に抑圧するだけでなく、救貧法の制度が定めた被救済者の困窮を悪化させる傾向があると厳しく非難しました。世論における大きな変革があったのです。私が演説するほんの数年前の頃までは、エリザベス女王治世第43年の法律〔エリザベス救貧法 (1601年)〕は、もし表現をお許しいただけるのであれば、この問題に関する聖書とみなされました。この法律〔エリザベス救貧法〕によって課された負担の急速な増加に注目する多くの方々が改革案を提示し、議会は多くの新しい法令を採用してきましたが、その法令の全てが同じ原理に基づいて行われてきました。これまで救貧法制度そのものが根本的に欠陥のあるものだったという思い切った推測を投げかけた人など誰一人としていませんでした。そして、(善意ある意図をもって誠実に証言したいのですが) 最近の提案者のピット氏⁽²⁾でさえ、我々が非常に長く有効としてきた (stood) 基本原理 (basis) が確立されたという想定に立って進めてきました。彼の法案は失敗に終わったことが明らかになりました。確かにこの法案は、その大部分において絶対に実行できないと私は確信しております。ほぼ同じ頃か、それよりもっと前の頃に、私が当時有益になると考えたいくつかの規制⁽³⁾の採用を下院に提案したと述べると思われるかもしれませんが。いずれにせよ、下院はこれら〔の法案〕の可決が適切だとは判断しませんでした。しかし議長。いま、

さらにいっそう広範囲にわたる諸問題を考慮しているのですから、あの規制を再びよみがえらせることが私の本意ではありません。しかし、時は来たのです。いくつかの対策を取らなければならないことが、一般的な合意によって有効だと認められるだろうと考えます。摂理の手（hand of Providence）による近ごろの厳格な天罰が、皆さま方の関心を社会の現状に振り向けました。こうした災難は労働貧民の身分にある者が引き起こした抑圧のために、いっそう拡大してきたと言われています。これまで人が教区の救済に頼らないように〔持ち合わせていた〕誠実な自尊心を困窮が圧倒しているため、人はもはや自立心を取り戻すことはなく、以前には憤然として避けていたはずの援助を今や自発的に求めるとまで言われているのです。

いま述べたことが飢饉の続いた頃（さらにその状態が中断したしばらくの間）の影響だったことは、誰にも否定することはできません。しかし、議長。私はその影響が少しずつ薄らいでいることをあえて信じるのです。労働階級の精神はその明朗さを取り戻しており、自立に対する適切な自尊心も少なくともいくらかは取り戻してきました。

議長。近年、議会に提出された正確な報告書（returns）により、皆さま方の状況が明らかになります。その光景は実におぞましいものですが、よくよく考察しなければなりません。いかなる怪我の治療にも、我々はその正確な状態と程度を知らなければならないのです。

そこで1803年に作成された皆さま方に関する表の抜粋によれば、（陸海軍を除いて）イングランドおよびウェールズの人口887万人のうち、少なくとも123万4,000人が教区救済の受給者（partakers）なのです。すなわち、人口のおよそ7分の1が全面的に、あるいは部分的に扶助の恩恵を受けているのです。すなわち、間違いなくその大半が何の労苦（exertion）もなく生計を立てているのです。議長。貧民を救済するための税と同時に引き上げられ支出した費用、たとえば軍隊や民兵などのようなあらゆる追加的な費用を除いて、1803年の復活祭の年末に、もっぱら貧民の生活と救

済のためだけに生じた費用は総額426万7,000ポンドに上り、それは同様の目的で生じた1783年、84年、85年の〔費用の〕総額平均のおよそ2倍、さらに1776年の〔費用の〕総額のおよそ3倍に増えたことも示しています。

議長。早急に求められる、非常に深刻で、非常に急速に拡大している害悪に対するあらゆる救済には同意の意向があります。しかし皆さま方の注目に全く値しないとはいえないこの結果の影響を改善したり、規制したり、修正したりすることを皆さま方に提案できるのだという信念に基づき、私は皆さま方の前に立ち上がっているのです。

たとえ〔この問題の〕考察に対する私の個人的な主張がどんなに未熟であろうとも、私の演説の趣旨を十分にお考えいただけるのなら、わが下院の合意を得るだろうと確信しております。たとえ無二の親友からの支持が得られなくとも、私の法案の利点が価値あるものと判断されると強く願っております。私は反論に遭うことはないとしても、その欠点を強引に引き出されると確信しております。しかし同時に、〔この問題の解決の〕成功を願わない人は今やこの国にはほとんどいないと確信しております。

議長。私はここで、普遍的な豊かさや快適さ、非現実的な完成を追求する狂信者ではないことを皆さま方と下院の双方に確信していただくことによって、私は皆さま方の関心に向けて合理的な主張を行うことを強く望んでおります。私は変わることはない神の法則(laws of God)を理解し、その絶対的な力に従います。私は人が必然的に働くために生まれると確信しております。すなわち、悲惨の一定の部分は人類とは切り離せないのです。また、あらゆる人々に愉楽と言われるものを伴って、宿泊させ、衣類を着させ、食事をとらせるための全般的な法案など現実には絶対に不可能なことなのだを確信しているのです。

議長。これまで王位に就いた最も称賛に値する国王の一人(私はフランスのアンリ4世⁽⁴⁾のことを申しております)の記録に格言があります。〔その格言は〕その慈悲深さのために、とても魅力があり、あらゆる言語、あらゆる口を通して広がりました。彼は王国中のあらゆる農民の窯に若鳥

の肉が入っている日が来るようにしたいと願いを述べました。私はわが国の臣民（subjects）に気を配り、そのような願いにふけることはありません。なぜなら、その願いがとうてい叶えられることではないと分かっているからなのです。この世界には、こうした願いをかなえるのに必要な手段は作りだせないのです。そのため、たとえ善行をしようという感情の最初の動機にはなるとしても、我々はその善行を行動の範囲に制限したり、減らしたりしなければならないのです。

私はニュー・サウス・ウェールズの居住地（settlements）の報告書（account）に目を通しました。それによると、遠く離れた地方に送還された不幸な罪人の何人かが、彼らの住む運命にあった場所に隣接して、大地が自然に果実を作り出し、労苦もなく、快樂にふけ、ふしだらで怠惰な状態にあっても生産物を享受できる場所があるという不可解な幻想を抱いていました。その影響があまりにも強かったので、実際に彼らはこの空想的な場所を探し求めたのでした。彼らの運命は言うまでもありません。何人かは信じがたいほどの労苦と苦難の果てに空腹と疲労に疲れ果てて帰還し、その他の者は荒野で息絶え、その亡骸は砂漠の動物や空を飛ぶ鳥の餌食と化したのでした。

議長。このように、もし政治家のどなたかが〔この幻想と〕同じような錯覚に陥って、普遍的な豊饒と愉樂を得るための何らかの方法をもって人を導くことができると明言されるというのであれば、その政治家とその支持者の方々は必然的に無数の過ちに打ちのめされることでしょう。ともかくここで足を止め、わが王国の社会の状態に長きにわたり〔行われてきた〕きわめて熱心で忍耐強い調査に従うならば、私は下層階級やそれよりも有用な階級の境遇（situation）があらゆる面で、過去のどの時期よりもより良いものであると確信すると述べなければなりません。その反論を説き伏せようと試みる人は根拠がないか、あるいは誤解しているか、悪意に満ちているかのいずれかに違いないのです。私の眼中にあるのは人類の現実的な利益なのです。本日、自分の考えをまとめるにあたり、私はいくつかの

原理と正確な経験をよりどころとしました。私は間違いなく、わが先祖のだれもが得る幸運に恵まれなかったような行動の動機を与えていただいている皆さま方の法典(table)に基づく資料に助けられてきました。そして最近、この問題はかつて経験したことのないほどのいっそう正確な調査をされてきました。とりわけ、我々の現状の諸原因を徹底的に論じたある一人の思想家が、我々の中から現れました。私はマルサス氏のことを述べているのです。私の確信するところですが、彼の『人口』に関する著作は広く読まれており、この作品が以前からある程度始まっている救貧法に関する見解の変更を完全に成し遂げたのです。議長。私はこの著者の作品のどの論題にも向けられるだけの注意を払って検討してきました。私は彼の忍耐強くかつ深遠な研究に、彼の証明に見られる特有の鮮明さに、そして、彼の進める原理の正しさに、最大限に十分かつ正当に取り扱うことを望んでおります。私はこのマルサス氏の著作に論争の余地がないものと確信しております。しかし、彼の出した多くの結論に関しては、私と彼とでは著しく異なっています。私は著者〔マルサス氏〕の構想と趣旨がとても慈悲深く、その著作からはとても多くのことが学ぶことができると確信しております。しかし同胞の困窮に無慈悲(hardened)にならないように、悲惨と悪徳が必然的に世界の基礎を維持することを学ぶ際に、彼が悲惨と悪徳への服従状態にある全ての企てに屈しないように、私はマルサス氏の著作を読む誰もが自身の心に入念な気配りをされるべきと考えます。

議長。この思想家は自分の見解として、救貧法がその目的に失敗しただけでなく、救貧法がない時よりも一層の悲惨が作り出されてきたと述べました。すなわち、「それ〔イングランドの救貧法〕は個人的不幸を多少緩和したかもしれないけれども、この害悪はこれにより一層広範に拡大された」¹⁾ということです。この見解を支持している多くの方々は〔イングランドの救貧法の〕制度全体が我々の法令集から完全に消えてなくなことを望みましたが、できることならいま述べたことが一般的な見解などと極端に述べていただきたくはないのです。

けれども議長。私は誰も救貧法の早急な全廃を提案するほどの勇敢さを持ち合わさなかったと考えます。議長。救貧法の運営で得られる利益が、せいぜい疑わしく不確かなものである場合、最も恐るべき政治的な動乱を生み出すかもしれないと申し出るほどの勇敢さを有した人は誰一人としていなかったことは全く申し上げるまでもありません。しかし、確実に得られる究極の利点を考えるならば、我々はこの究極の利点を手に入れるために、その〔救貧法の廃止という〕恐ろしい実行をもって、これまでどんな暴君的な征服者の手で進められた勅令よりも甚だしい不運をもたらし、国のいたるところに荒廃や飢饉、死を広げ、病人や老齢者、幼児、不幸な無実の者（innocence）を早急に墓へと追いやる方法に合意を得ることなどできるのでしょうか。議長。この法律〔救貧法〕の早急の廃止は絶対にできないのです。私はこの問題〔救貧法の早急の廃止〕に、もはやこれ以上深く論じることはしないでしよう。

しかし、救貧法の漸次的な廃止は実施できるものとして提案されてきており、私はその目的のために人々に提案されてきた計画を二つのみ記憶しております。一つはアーサー・ヤング氏⁽⁵⁾の名を冠したもので、以前に申し上げたように、男爵でかつて、わが下院の議員でもあったサー・ウィリアム・パルトニー（Sir William Pulteney）⁽⁶⁾によって奨励されました。その見解〔救貧法の漸次的廃止の見解〕を持つ人には、常に大きな影響があったに違いありません。もう一つは、マルサス氏自身によって提案されたものです。ヤング氏の計画は一時的に貧民救済のための税額を引き上げ、どうあっても〔貧民を〕増加させないように定めることです。私は救貧税が最終的に完全に廃止されるまで、〔税額の〕限度額を減らすように少しずつ制限を設けようとするのは当然のことだと考えます（あるいは結果的に救貧税の廃止につながらなくても、救貧税を制限することならできるかもしれないと考えます）。〔しかし〕議長。私はその賢明さ、あるいはこの計画を実行する可能性ですら、決して同意できないと申し上げます。しかしマルサス氏は、私が彼の著作『人口論』第2巻⁽⁷⁾にある附録の文章を

読んでいる最中に、それに耳を傾ける下院に〔私が〕感謝することになるように実に巧みに論じておられました。そして、このくだりにある注釈でマルサス氏は、ヤング氏の著作からの引用を我々に示しておられ、その中でヤング氏がマルサス氏を徹底的に論難されていることは確かに注目に値します。マルサス氏は次のように述べておられます。「このような法律の下においては、人口の増加と不作の繰り返しにより貧民の困窮が十倍に加重されても、同一額が常に彼らの救済に充当されるであろう。貧民に扶助を受ける権利を付与する法令が依然として削除されないとすれば、我々は彼らを餓死させる残忍な行為に加え、依然として彼らを救済すると公言する不正な行為を侵していることになる。もしこの法令が削除または改定されるとすれば、我々は事実上、貧民の扶助を受ける権利を否定し、ただ彼らは一定額に対しては権利を持つのだという不合理を残すことになるが、この不合理はヤング氏がフランスの場合にあれほど激しい批判を下しているものであり、この批判は常に当を得ているものである。〔²⁾

議長。次に、ヤング氏のフランス紀行からの引用を含む注釈になります。それは以下の通りです。「フランス国民議会はイングランドの救貧法を認めなかったが、やはりその原理を採用し、そして、貧民は金銭上の援助を求める権利を持ち、国民議会はこのような救済を与えることをもって、その第一の最も神聖な義務の一つと考えるべきであり、またこの目的をもって、1年5,000万に上る経費を負担すべき義務があると宣言した。ヤング氏は、5,000万の支出を神聖な義務と考えながら、しかもこの5,000万を（必要の際には）1億に、この1億を2億に、3億にという具合にイングランドでこれまで見られたと同じ悲惨な逓増率で拡大しないことがどうしてできるのか理解できないと言っているが、これは至言である。〔⁸⁾

議長。私はここで実に決定的に述べられた議論に多くを加えることで下院にお手間を取らせることはないとは存じますが、もし法案が可決したならば、それぞれの教区あるいは地区での貧民救済のために、前年に引き上げられた救貧税以上に賃金を引き上げないように運営しなければなりません

ん。というのは、〔基金の〕総額は10か月か、あるいは一定の救済を受けた貧民の数により必然的で不可避免的に使い尽くしてしまうからなのです。その時期の後に生じるかもしれない貧窮のあらゆる事案は、完全に見過されるに違いありません。しかし、基金が使い果たされる前に救済を受けるべき人々が有した被救済権と、基金が使い果たされた後に救済の適用を受けた人々が有した被救済権とを区別することは難しいのです。

議長。さらにさまざまな事案が生じかねません。そこでは、このような法律に従うことは最も恐ろしい過ちに陥るかもしれないのです。私自身は、次のような事案に注目しました。それは、伝染性の熱病に苦しんだ教区の事案でした。この教区では、もしこの事案の緊急事態に等しい賃金の額に引き上げられなかったのなら、その教区の居住者たちは皆殺しになるだけでなく、災難は隣接する地区全体に及ぶに違いありません。議長。要約すれば、もし法的救済が少しでも許可されるならば、二人の著者を引用したように、その法的救済が適用した貧困と同じ程度広がっていくに違いはないことは明白なのです。我々が考察しなければならない次の計画は、マルサス氏の計画です。すなわち「彼は法律施行の日時から1年を経過した後に行われた結婚から生まれた子どもと、同じ日時から2年経過した後に生まれた私生児は、教区の援助を受ける資格がないことを宣言した法令を提唱したい。」³⁾としております。

その中で、彼はいかにして上記の法律を普及させるのかという経緯を説明するのですが、その詳細を述べるつもりはありません。この立法措置をとれば救貧法はほんのわずかな期間を過ぎると、次の世代には完全に消滅するでしょう。しかし他のあらゆる考察に注意を払わなければ、現世代の人々が皆この世を去るまでに経過するに違いない時間の間に混乱の事態は免れることはなく、人民は皆、同様の事態に陥ることになるでしょう。彼らが2つの明確な種類に分けられるならば、一方には皆さまに要求する被救済権があり、もう一方には何の権利もないのです。彼らの不平や妬み、いさかいの絶えない何という結末なのでしょう！何という不快、口論、い

さかいなのでしょう！第一に、証明と区別が何と難しいことでしょう！また第二に、証明が得られたとしても何という厳しさかつらさなのでしょう！もし議会がこうした残酷さに満ちた法律の可決を導くのなら、その運営が始まって2年以内には取って代わるに違いないことを完全に確信しております。その結果、私の見たところ、これらいずれの計画にも救貧法の漸次的廃止にいかなる合理的な成功の見通しもたないのです。

しかし議長。もしこの〔救貧法の漸次的廃止という〕目的のために何らかの計画を採用するならば、我々はこの計画〔を進めること〕で危険を冒す前に、その結果を予想しなければなりません。それを可能にするために、我々は少し〔我々の〕歴史を振り返り、そもそも貧民救済を目的とする何らかの法律が制定される前の社会の状態がいかなるものだったのかを理解しなければなりません。議長。我々は封建制度が終わると、悪人が〔封建領主を〕尊敬することをやめ、封建領主の扶助に依存し、貧民が知られ始めたことが分かるのです。すなわち、貧民の扶助のための法的な規定がなく、物乞いをする者 (character of beggers) に施しを与えていたことが分かるのです。特定の制限を設けた議会の法律によって、乞食 (mendicity) は認知され、認可されました。しかし我々の法令集でまとめられたように、物乞いは実に恐るべき害悪になりました。あまりにも恐ろしいので、浮浪者 (vagabonds) や頑強な物乞いに関する記述をもとに、道徳的に抑制のない乞食 (mendicants) に対する非常に厳しい法律を制定したのでした。ローマ・カトリック教会が優勢の時代には、修道院がその害悪への手厚い救済を与えました。〔しかし〕修道院が解散してからは、その害悪は急速に増加し、激しく猛威を振るっていたに違いありません。なぜなら、エドワード6世治世の第1年〔1547年〕⁴⁾に恐るべき残酷さを伴う法令を含んだ法律が制定されたからです。しかしこの法律を読まれたことのない方には〔この法律が〕存在したことさえも、とても信じがたいことだろうと思います。この法律は、次のように制定されました。「いかなる者も3日間、怠惰だと判断された場合、その者は奴隷として捕えられ、胸に高熱

の鉄でSの字の烙印が押される。彼はパンと水が与えられ、自分を捕えた者のための労働を強制されるが、その労働は鞭で打たれたり、鎖でつながれたり、あるいはその他の方法によって、不道徳であることを許可する。さらに、彼が40日間、先述の〔彼の〕所有者の元から逃亡すれば、額に烙印を押され、永久奴隷と宣告される。」

この法律は、同じ国王〔エドワード6世〕の治世第3年・第4年の法律〔1550年〕に取って代えられましたので、それほど長く皆さま方の法令集の名を汚さなかったことは事実なのですが、反面、いかに一般社会の下層階級の状態がひどいものかを示し、議会をこうした恐ろしい救済に導いたのかを考えることには実に役立ちます。しかしながら、乞食や浮浪者に対する法律は依然として実に非情で、残酷なものでした。私がまさに先に列挙した法律やそれ以前の他の探究者たち（divers）は施しの配分を奨励することによって、また最終的にその贈与を強制することによって、貧民救済の規定を含めたにもかかわらず、我々はまさにこの厳しさの全てを消し去ったエリザベス治世の救貧法制度が制定されるまで、この規定を含まれませんでした。その方法を巡っては、救貧法に関わる実に有益な小冊子⁽⁹⁾の中で、この問題に大きな称賛に値する注意を払った信用のおける尊敬すべき紳士⁽⁵⁾によって、頼みの綱（recourse）が現在の計画にもたらされる前に、あらゆる手段が試みられてきたことを正確に述べられました。したがって、我々はこの〔救貧法の〕廃止に合意する前に、起こりうる結果が何なのか考えなければなりません。もし皆さま方が彼ら〔貧民〕はいかなる状況でも援助や扶助（support）を受ける権利を持たないと人に説明するならば、皆さま方は彼らに居住に関わるいかなる制限も課すことはできないのです。皆さま方は彼らの餓死を非難できませんので、物乞いの必要な人々を認めなければなりません。皆さま方は堅強で頑丈な乞食たちの多くが、命を守るために物乞いを強いられた者の困窮を口実に、放蕩で怠惰にふけるための金を〔皆さま方から〕ゆすり取るという危険に遭うことを覚悟されましょうか？もし皆さま方がご自分の財産のために、彼らの扶助

を求める権利 (right to support) を完全に否定するならば、彼らは本来の所有権に頼りかねません。なぜなら、この世に生まれた誰もが、自分よりも前に生まれた人々に占有されないままになっているかもしれないわずかな土地を占有する権利を確実に持っているからなのです。もっとも彼は他者が占有した土地、あるいは他者の労働の報酬のいかなる部分に対する何の権威も持ってはいないのですが。しかし生まれてくる者が自活しようにもどこにも住むことができないように全ての土地を占有してしまえば、皆さま方は彼らの援助を求める権利 (right to assistance) を否定し、皆さま方の難しい立場 (metaphysical position) は疑いないのかもしれませんが、皆さま方は危険な敵の一派をつくることになるでしょう。彼らは、最も恐ろしい集団になりはしないでしょうか？そして、このように先見の明もなく作り出された害悪を皆さま方から取り除いたり、皆さま方が矯正したりするために、一体どのような対策を講じることができましょうか？

議長。私は深刻な不安を抱かずにこのような状況を待ち望むことはできません。また、私はあらゆるその欠陥や不利益を伴って、社会の異なる階級を永久に結びつけ、解体されていないものを守り、光をもたらすことができるかと私が望むそのつながりを断ち切ることも合意しかねます。

では、救貧法の早急の全廃ができないのならば、また救貧法の漸次的な廃止のために実行できる計画が何も表明できないのならば、これからしなければならぬことは一体何なのか？もちろん、議長。「仮に救貧法の廃止が好ましくないと考えられても、それが持つ慈悲深い意図を無効にさせる一般の原理の知識は、これを適用して救貧法を大幅に修正し、その実施を規制して、これによって、それ〔救貧法〕が伴う多くの害悪を除去し、これを非難の余地の少ないものにさせられることは疑いえないところである。」⁶⁾ということなのです。この問題に関する私の見解を下院に提案する際に、私は自分の権限で、この法案を託す最高権威の支持 (sanction) が得られず、あるいはその採用を正当化するために長く耐えぬいた経験と慣行を立証しないものはどれも遂行するつもりはないと、あらかじめ自分の

見解をお知らせしなければならぬことを嬉しく思います。議長。私の願いは救貧法を廃止することではありません。しかし、私が思いますのは、適切な手段を講ずることによって、将来には救貧法がほぼ無用な存在になるということなのです。私は自分の提案することが議会の合意をもたらせば、半世紀後には救貧法が用いられることはほぼないだろうと期待するほどの自信に満ちあふれているのです。しかし困窮や苦難に対する何らかの状況または社会の変化によって、確実に法的な保護を受けるかもしれないので、こうした法律は常に皆さま方の法令集に残ることになるでしょう。

この最も望ましい目的を果たすために私が進めようと思う原理は次のようなものなのです。すなわち、社会の下層階級の人格を向上させること。労働者に自身の目から見て社会的な重要性を与えること。また、彼ら労働者の中に、自分を適切な仲間にする。さらに教養ある人々の仲間に加えるに足るようにすること。

彼〔労働者〕が財産の獲得に喜びを味わえるように刺激すること。そして、獲得した財産に不可侵の安全を与えること。

現在、人々の行動の範囲を制限し、拘束する、あの制約〔居住法〕を緩和すること。

忍耐強い勤労に対する恩恵に期待を抱かせること。

いかなる場合であれ依存的な貧困の格を下げ、常に自立した勤労ほど望ましい状態はないようにすること。

この最も重要で偉大な目的を果たしたとき、私はいっそう公平に配分することで、不可避に耐えねばならない負担を明らかにしよう努めます。

私は救済を与える方法にいくつかの重要な修正、すなわち、現行の制度のいくつかを、より秩序だった基礎に置き、犯罪貧民（criminal poor）と無実の困窮貧民（innocently necessitous poor）を区分できるようにすることを提案します。

こうした問題を追究する際に、全く新しい訴訟の原因を回避すること、治安判事や彼らの管理を信任した方々の指針を形づくってきた法廷のいか

なる決定も妨げないこと、そして王国の古くからの境界や決定を少しも改定したり、修正したりしないことが私の希望であり、願望であります。

さらに私は、懸案事項が議会の特別法で与えられるいかなる場合にも、規制を意図しないことを加えなければなりません。

議長。私が進めたいと願い、わが下院で全面的な同意を得たいと願うもう一つの原理があります。私は、必要を要するまで貧民の問題に介入しないことを述べているのです。私は、労働者が私に救済を求めるまで、いかに宿泊をし、食事をとり、衣類を着るのかを教えようと、労働者が私に干渉しなければならぬ以上に、彼らの私事に干渉する権利はないと考えます。したがって権利が発生しても、彼が再び自分を扶養できるようになれば、その権利は失効するのです。私は貧民を自己管理に任せる原則を基礎的な政策とし、彼らをこの状態にしておかなければならないことが正当だと確信しております。また、浪費家で自堕落で自分本位という、我々が〔貧民の〕いくつかの特徴として証言している〔貧民の〕事情もあります。一般的に言えば、貧民は我々が管理しうる〔場合〕よりもずっと良い状態で自己管理しているのです。しかし不本意ながらも、この予備的な問題に下院を引き留める必要を考える際に、私はいま自分が提案する法案の詳細な公開を進めねばなりません。

議長。下院は労働者の人格の向上を目的とする私の法案において全国一般教育（general national education）の計画をまず始めに登場させることを予想されるにちがいないと考えます。そうなのです。この〔全国教育計画の〕効果により、私は自身の希望の大部分が成就することを期待しているのです。議長。私が知識の一般的な普及の有益な効果を思案するためにいま取り組めることが名誉だと、実に見識ある議会の前でお話するまでもありません。私は最近、主宰される議長殿がわが下院は人々の請願を受け取るために、常に広く門戸を開くのだと気高く述べられていることを拝聴いたしました。議長。私はこの表現をお借りし、徳と幸福が順調に続いていくように、皆さま方に啓蒙（light）と知識（knowledge）の導入に人知

(human understanding)の門戸を広く開放していただくようお願いする次第です。私に耳を傾けてくださるどの方々の中にもいささかなり、この啓蒙と知識の導入に関する疑念をお持ちであるならば、私はその方に未開人(savage)や文明から隔絶した人〔野蛮人〕(uncivilized Man)の人格について、よくよくお考えいただきたいのです。〔未開人や野蛮人は〕不安定な生活をしているものの中では獣よりも無力ではあるのですが、同胞にとっては獣よりも危険なのです。なぜなら、獣が刺激されたり、苦しんだりすることのない悪意ある情念に影響を受けるからなのです。私が地球の最北端から最南端まで、世界のあらゆる方面でまったく文明化されていない人間の記述の中で、度々私が引用し、参照し、身震いしたその著者の書物(pages)をご覧ください。人が野蛮な状態から少しずつ文明社会へと改善することで最高の洗練に達するまで、たとえば我々が〔文明社会で〕生活する幸運を得るまでをたどってみてください。私は皆さま方が文明化に向かうあらゆる手段が、疑いなく偶発的な悪徳がその進歩に伴うとしても、道徳と秩序への第一歩だと認めざるをえなくなるだろうと考えます。

議長。政治的な見地からすれば、人民の教育ほど人民の統治に、より大きな安定を与えるものなどありえないのです。職人仲間の無知をよくよく考えてみてください。いかに自暴自棄の手段を与えることになるか！教育を受け、啓蒙された人間を前にして職人仲間が、いかに無能なものか。無知の不正と残忍、すなわち激高した暴徒の暴力と恐怖をお考えください。反省や悔恨もなくその被害者を抹殺するならば、結果的にそれ自体も心酔と罪悪の犠牲になるのです。

私ははるか大昔の話に皆さま方のご注意を促すことで、私が思うことを皆さま方に説明することをいけません。偉大なアリスティデス⁽¹⁰⁾はアテナイの人々から受けた不当な行為に傷ついたのか、実に忠実に仕えたはずの恩知らずの民衆がその奉仕を十分正しく認識することを教えられてきたのか？と私は問うでしょう。アリスティデスに追放の判決を下した貝殻

に彼の名を刻むことを望んだような無知で不幸な者を除いて、彼〔アリストテレス〕が「正義の人（the Just）」と呼ばれるのを聞いて、うんざりすることがありえたのでしょうか？議長。さらに我々の時代に近づけて考えてみれば、偉大な恩給受給者デ・ウィット^[11]と彼の不幸な兄が啓蒙された民衆の手にかかって、残忍で不名誉な死に遭難することはありえたのでしょうか？ただちにわが国〔の話〕に戻せば、1780年にこの大都市〔ロンドン〕で起きたあの不名誉な出来事^[12]が、皆さま方の中に全国教育制度を広げることありえたのでしょうか？議長。知識と真実の光が広く輝いてきたところでは、こうしたことは起こりえないと私は考えます。議長。私は議会の改革を強く主張しており、今もなおその改革に誠実で確固たる支持者であるのです。しかし私はどの計画にも人民の一般教育ほど、その方法に全く異議を唱えることがなく、わが下院の清廉さを増すために実に有効に働くものを考案できるとは確信していないのです。キリスト教の原理と慣行を普及する、そのような傾向は何もありません。皆さま方は聖書を母国語に翻訳されたのですから、皆が聖書にある聖なる教えを知り、十分に考察し、〔その教えに〕従う機会を持つことができるのです。人民に皆さま方が記してきたものを読むことができると悟らせなさい。そうすれば皆さま方の仕事は完了するのです。

議長。私の提案をすすめるために、私は生者と死者が持つ最も大きな権限を持ちます。アダム・スミス、マルサス氏、私に反論する信用のおける尊敬すべき紳士、貧民の境遇改善協会^[13]から発行される小冊子の慈悲に富んだ編集者は皆、皆さま方の負担の軽減や皆さま方の人民の境遇を改善する第一歩として全国教育を推薦することに同意しているのです。これに加え、我々の目の前には事例と経験があります。スコットランドに目を向けてください。この国の貧民の恵まれた状態に目を向けてください。この国〔スコットランド〕はその労働階級の状態のことで、この地を訪れたすべての人々の間で称賛の話題となっておりますが、この国でも今なお、皆さま方の救貧法制度を有しているのです⁽⁷⁾。その法律も同じ状態です。す

なわち、救貧法は今もなお有効であり、一般的に利用され、〔手段として〕用いられ、〔貧困を〕緩和したかもしれません。しかもその時期は、私が間もなく皆さま方に示すように、トゥイード川の反対側〔スコットランド〕の貧民の状態がいっそう不幸で、彼らの暴力が島の南部〔イングランド〕でこれまで知られているよりもはるかに顕著な時でした。いま救貧法はほぼ全く利用されていません。すべては調和と秩序の上に成り立っているのです。ならば、前方に光を放ち、こうした困難を和らげる明けの明星（day star）とは一体何だったのでしょうか？それは教育なのです。

明るい星たちが、海行く者を照らすとき、
騒ぐ波浪は、岩を去り、
風は収まり、雲も去り、
その意のままに逆巻いた波浪も落ちて、凧となる^{〔14〕}

いま述べたことがスコットランドにおける教育の効果でしたが、私は皆さま方にその効果が教育によってのみもたらされたと証明するつもりです。議長。我々の救貧法制度は、その大半がエリザベス治世第14年〔1572年〕に可決した法律のそのままの写本といわれる1579年に可決した法律をスコットランドにもたらしました。その他の種々の法律も、その序文でエリザベス治世第1年〔1558年〕の法律の規定を実行してきたことを示しながら、続々と出されてきました。これらの法案のいくつかは、チャールズ2世の治世で可決しました。近頃の民事控訴院（court of session）の判決はこれらの法律が現在も有効であることを示しました。私がスコットランドの貧民に関する法律を主題として入手した情報の大半は、わが下院の名誉ある議員^{〔8〕}に恩を受けております。その方はスコットランドの文壇（republic of letters）や法廷（bar）でもよく知られており、この議会に光彩を添える人物（ornament）になられると確信しております。議長。いま私はスコットランドの諸事情に関して、1698年に書かれたアンドリ

ュー・フレッチャー（Andrew Fletcher）氏¹⁵⁾の第二論考（second discourse）の章句に皆さま方の注意を向けさせていただきたく思います。全国教育制度は1696年に制定されましたが、その運営は実に短期間でしたので、言うまでもなくその重要性は自覚されてきたことはありませんでした。

フレッチャー氏は次のように述べています。「今日、スコットランドには（教会の避難小屋（church boxes）で実に貧弱な食べ物を与えられた非常に多くの貧民の家族や、栄養のない食べ物を食べて生活するために種々の病気にかかる他の人々を除いて）一軒ずつ物乞いして歩く者が20万人いる。こうした状況は全く有益ではないだけでなく、そうした貧民がいるために国に非常に多くの負担がかかる。そしてこの現在の深刻な困窮のために、貧民の数はおそらく、以前の2倍になったけれども、しかし常に国法あるいは神と自然の法則でさえそのどちらにたいしても、いかなる注意あるいは服従もなく生きてきた、およそ10万人の放浪者（vagabond）を抱えるのだ。父たちは密接に彼らの娘たちや母を持つ息子、姉妹を持つ兄弟に付き添った。治安判事はこうした不幸な者100人のうち1人が死んだという状況、あるいは彼らがこれまで洗礼を受けたことに気づけなかった。彼らの中では多くの殺人が明らかにされていた。すなわち、彼ら〔悪党〕は貧しい居住者（もし彼らが1日に40ほどの悪党にパンがある種の食糧を与えなかったのならば、辱められることを確信している居住者）に、目にするのも恐ろしいほどの抑圧をただけでなく、近隣からどんなに遠く離れた家に住む貧民の多くからも強奪したのだ。豊作の年には、彼らの何千人もが山に集まり、そこで何日もご馳走を食べ、飲み騒いだ。田舎の結婚式や市場、葬式、その他の公の場（public occasion）のような所で彼らは男も女も絶え間なく酒を飲み、罵り、冒瀆し、ともに言い争っているのだ。」と。

「こうした状況は国家にとって、貧民が我々に負担をかけ続けるよりも、彼らがガレー船、すなわち西インド諸島に売られる方がよほどに良かったなどという、とんでもない無秩序なのである。しかし、人口の数が多くな

れば、莫大な豊かさをもたらす。あらゆる政府は、貧民を使う権利を持たせないことを非難したものである。空気が健全で気候が健康によければ莫大な人口を我々に提供するが、その人口は国が非常に貧しいので、製造業か公共のワークハウス（workhouse）か、あるいは私が言及した他の何らかの方法以外には、その全てを扶養することは決してできない。」¹⁶⁾と述べておられます。フレッチャー氏は同じ論考の他の部分でも「若者のより良い教育が必要不可欠になるだろう」¹⁷⁾と述べておられます。

さて私は、この国の教師をより寛大に任命するための法案の採用を説得することをわが下院に試みる際に、スコットランドの法務総裁（Lord Advocate）が1803年に記したスコットランドに関する他の説明にも皆さま方の注意を促したいと思います。この法案は後に成立し、その序文で「スコットランドの教師は最も有益な人々であり、公共の福祉にも不可欠である」と説明しました。

議長。当時、法務長官のホープ（Hope）氏は次のように述べたと報告されています。すなわち「彼は、連合王国のこの地域〔スコットランド〕では非常に注目に値し、この地を訪問した者の目を極めてひきつける知性の要因は全て、この学校の設立にあるとしました。その学校の設立はまた美德や社会秩序、忠誠心、犯罪の減少、典礼へ誠実な出席（proper attendance）、わが国のこの地域〔スコットランド〕の富が増加した原因でもあるとしました。犯罪の減少は実に注目すべきであり、ある四季裁判所（quarter sessions）に移送された罪人の数は年間でスコットランドの全域よりも、マンチェスターの方が多かったのです。彼はまた、スコットランドの処刑は平均すると1年に6件を超すことはなかったと述べました。それゆえ、彼は〔学校の〕設立がこうした利益をもたらし、最大の激励に値するものとみなし、学校がなければ、制度（institution）も不評となり、有益というよりも有害になると考えました。」

「教師の低い俸給はここ20年間、学校の一部が教師（masters）不在のまま運営する要因となっていました。」

議長、上記の二つの記述を提示する以上に著しい対比などありうるでしょうか？全国教育制度を選ぶという最も合理的な判断を明らかにした前者と比べ、後者には注目すべき改善が全くないのではないのでしょうか？事実を明らかにすることが、〔問題の〕核心にさらに近づくのです。私には根拠がないわけではなく、近年のスコットランドで、以前よりも頻繁に頼られるようになった強制的な救済を必要とすることによって、教師の俸給が安いために多くの学校が〔その設置を〕断念しているという状況にあったという確信に導かれます。議長。私は教師に関わるいっそう寛容な規定を設けた1803年の法が、本来の有益な効果の一切を生み出すことになるだろうと確信しております。

このようなわけで、私は教区学校の設立に基づく全国教育制度を提案いたします。しかし、この教育制度の目的を損なわないように、貧民に強制するのではなく自発的なものにします。そして、この教育制度はまもなく、イングランドやウェールズの全ての人々がスコットランドの人々と同じように、子どもたちを教育しないことを不名誉に思わせるだろうと確信しております。議長。この計画の詳細は私が下院に採用の許可を求める法案の中で明らかになるでしょう。私は全く損失がないと申し上げます。なぜなら、私が提案する〔教育制度の〕創設の重要性を考える政治家はこの制度を採用する唯一の理由をためらわないからであり、救貧税による救済には100人が報いようとしますが、秩序や道徳、徳をとまなう救済には1万人が報いようとすると確信しているからなのです。

議長。私は今が全国教育制度の創設にとりわけ有利な時期だと下院に勧告せざるを得ません。なぜなら、数年の内に、きわめて完成された状態となる若者の教育のための計画が示されるからです。幸いにも、諸規則を組み合わせることで、学習の目標は確実に迅速さと安価をもって、人類に対する際立った公益に対する相当な可能性を抱かせるに違いありません。議長。私が示唆した教育計画のいくつかの部分を担当すべき人物はその進歩をもたらし、他の人々に広く知られている発見〔の一つ〕に、謙虚に

自身〔の発見〕を加えようとする良識ある人物でもあり、かつ下院の多くの議員の方々や王国の大部分においてもよく知られています。彼はわが王国や近隣の王国で第一級の荣誉ある人々の支援を受け、さらに国王の是認と支持を得るといふ偉大な荣誉を授かったのであります。私が皆さま方に提示するその紳士とはジョセフ・ランカスター氏⁽¹⁸⁾のことです⁽⁹⁾。議長。私は、ランカスター氏が偏見や先入観で大きな反発の対象とされてきたことを存じておりますが、どうであれ彼は激励と保護に値すると確信しております。そして、彼に反論する根拠のない主張が少しも普及しておらず、彼は私が以前に言及しました顕著で格別の賛同を今なお享受しており、そしてしばしば現出したように、法律を徹底する意図があったことは、ただ彼を励まし、精神的な支えとなったと喜んで理解いたします。

ランカスター氏がボロー・ロード (the Borough) に建てた「無償学校 (Free School)」で進める諸原理は調査により有益性 (utility) や効率的な運用 (economy) が明らかにみられます。それゆえこの原理は普及するに違いなく、最終的にわが国だけでなく、いかなる程度であれ文明が進んだあらゆる国々に教育の方法としてもたらすことは疑いありません。

私は皆さま方に提案する〔全国教育学校創設の〕法案に、特定の機械的な教育方法を強制する何らかの法令を採用するつもりはありません。しかし私は自分の見解として、この法案にわが国と世界に対する重要で現実的な利益〔があること〕を明かさねばならないと考えていると述べる良い機会だと考えました。

この法案そのものは皆さま方の手中にあるので、この世の善となる一切の発条 (main spring that is good on earth) に目を向けます。私は宗教教育 (religious instruction) のことを述べておりますが、その教育はイングランド国教会 (the establishment) の利害が厳格に守られ、同時に他方では、神聖で寛容な権利をどうあっても妨害しないものとします。

議長。私は教育の問題をここできっぱりと終わりにしたいと思えます。ただ実に言いにくいことですが、この全国学校制度の法案から引き出され

る利益の実例に皆さま方の注意を向けておきます。私がアイルランドの貧民の状態を述べたととしても、どの国に対しても大きな不利益は伴いません。アイルランドには、社会の下層階級の窮乏 (misery) や悲惨 (wretchedness) を究明できる救貧法は無いのです。しかし、アイルランド人はいかなる教育も有しておりません。スコットランドには教育があります。それゆえにスコットランド人は満足し、幸福〔な状態〕にあるので、彼らが欲している救貧法を用いないのです。幸いにも、わが国 (her) の利益のために、この政府を率いるわが「気高き友人」が一般教育に対する確固たる支持者であり、また私の議論する改善された計画の支援者であり、しかもこの計画を実行に移す者の擁護者でもあることを私は十分に承知しております。わが国により身近な政府 (more immediate government)〔の役割を持つ〕治安判事の会議の他の方々はその勇敢で、忍耐強く、寛大な人々の教育のために尽力されております。また私は直ちに十分に照らしたいと願う光〔啓蒙〕(light) によって、人々自らが熱心に恩恵を受けようと望んでいることを大いなる喜びをもって知りました。この非常に幸運な状況と組み合わせることで、我々は最も幸福な結果を期待する権利が得られるのです。

議長。労働者の人格を高める価値ある目的を実現しようと下院に提言する次の対策は、彼〔労働者〕の気持ちを快くする財産を持つようになることを促すことです。また、彼が獲得することになるだろう財産 (possession) に十分な安全を与えることです。貧民の問題に関して深く考察した誰もがこの原理の効力と正しさを理解しましたが、一部の人は彼らが持つようになることが最も望ましい財産の種類については、〔見解が〕異なりました。一部の人は、イングランドのいくつかの地域では、いわゆる牝牛制度 (Cow System) から始まりましたので、家畜財産が最も有益だと考えました。したがって、労働者は牝牛という特定の財産を購入するか、獲得するかのいずれかをできるようにすべきだとしたのです。労働者の家族では有用な動物の奉仕が、他のいかなる財産よりも非常に重要とみなされ

ていたのです。この制度はある地方では非常に有益になるかもしれませんが。しかし、この牝牛制度にはいくつかの明確な反論があるのです。たとえば動物の寿命が不確かであったり、動物に降りかかる何らかの災難によって生じるに違いない重大な損失があったりするように、〔この制度には〕全く改善できない問題があります。そのため、一般的な採用に関しては、たとえ多くの地域が牝牛制度を採用するとしても、王国のこの地域〔イングランド〕での採用に関わる重大な疑惑を取り除くことは全く不可能なことなのです。議長。私は貨幣こそが唯一の財産になると理解します。貨幣は、労働者が得るように奨励するだけの価値があります。すなわち、貨幣は労働者が購入するにふさわしいと思われる他のあらゆる種類の財産に変えることができるのです。

次の考察の対象は、貧民の貯蓄が安全で有益に出資できるという計画です。もし労働者が自分の収入の全てを使い果たしてしまえば、自身の被る最初の不慮の災難か、最初の発病かで、その労働者は必然的に教区の負担になります。一方、労働者がその双方を免れる幸運に恵まれたとすれば、その負担はその労働者が働けなくなる年齢になるまで続くのです。こうして労働貧民の大部分が相次いで、教区に救済の申請者（claimants）になるのです。こうした事態は病人または高齢者のための規定のように、貧民を健康のために何か備えるよう仕向けるまで、ある程度、続くに違いありません。試しに行って、一度でも何かを自分で所有することに満足を感じるような者たちは通常、予想以上に成功するのです。自立に向けた一歩を踏み出せば、彼らは自身の境遇を改善しようとするのであり、〔自身を〕この階級〔労働階級〕の中で最も勤勉で、節儉があり、社会で称賛に値する構成員の一人だと自覚するのです。すなわち、一部の者がいくらか貯蓄することを全くと言っていいほど考えないという事態のほとんどは、彼らが一度に工面できるわずかな金額すら出資することができないために生じているのです。貧民は往々にして、財産を持つ者を引きつけるほどの十分な金利（interest）が用意されていないにもかかわらず、金額を喜んで出資す

ることでしょう。そして、時が経つにつれ、必然的にもっと大きな金額をかき集めてきます。非常に多くの誘惑がわずかな資金を使うことで生じているのですから、ほとんどの者が持ち合わせていないこの誘惑に屈しない一定の程度の寛容と禁欲を求めるのです。このように、自分が蓄えた貨幣を出資する場所を知らない貧民は不必要に貨幣を使ってしまったり、信頼できる隣人に預けて失ってしまったり、手形振出人(drawer)に管理を任せて奪われてしまったり、時には勤勉で人を信用しやすい使用人から不正にだまし取る主人の手元に預けたりしてしまうのです。このように、人々は失敗した試みを刷新することを阻まれているのです。また、他の人々もこのような事例に阻止されるのです。この害悪に対する明白な救済は、貧民が公正な金利で安全を伴って貯蓄を出資することによって、彼らの状況にふさわしい方法を探し出すことなのです。この目的のために、友愛組合(friendly societies)の創設は極めて一般的で有益な手段(resource)を提供しています。私はこの優れた制度に心から称賛を述べる公の機会をいただき嬉しく思いますが、その恩義は閣下(Right Hon)に負っております。紳士はその保護のもとに、ある法律がこの組合に関する規制や扶助、奨励を可決されていて、友愛組合への寄付者の数を増やすことによって、わが国に大いに有益であると立証済みと反論いたします。私はジョージ3世治世第33年の法律第54号〔友愛組合法、ローズ法(1793年)〕のことを述べております。しかし、議長。例えば私がいま提案しようとするある制度は、この友愛組合の運営に賛同することを望んでいるのです。当然のことですが、下層階級の人々は自身の財産へのいかなる干渉にも統制にも警戒いたします。また、その警戒心から、ここで説明する友愛組合の貯蓄に出資しない多くの者は、彼ら自身がたまたまその運営全般の外におかれているという事態があるため、利益を得ることはないのです。

議長。この種の警戒の作用がどのくらいを示すために、一部の人は問題の法律によってもたらされた利点が非常に大きいにもかかわらず、私が確信しているように、その効力は友愛組合の会員数を増やしており、法律

の干渉はなおも確実に他の人々に警告したと主張するかもしれませんが。私はその結果として共済会 (clubs) が解散させられたという事案を耳にしましたが、対抗勢力 (balance) もこの法律を支持すると確信いたします。法律が新しくなれば、こうした偏見は確実に最大限に作用するでしょう。彼ら〔貧民たち〕は次第に少なくなり、その結果国は慈善にあふれる規定という十分な対策を取ることでしょう。議長。友愛組合の制度に私ほど強力な支持者 (greater friends) はいないのです。私は自分が暮らすこの国で、友愛組合を奨励し、その支援を全力で行うのです。ただ友愛組合に対する反論の1つは承知しております。その反論は友愛組合に離れがたく関係していて、矯正する術はないのですが、決して友愛組合の一般的な価値を弱めるものではないと確信しております。私は、友愛組合が主催して度々開かれる会合、すなわちパブでの時間的な浪費と金銭的な支出のことを述べております。私は下層階級の気晴らし (relaxation) や社交的な集会 (social meetings) の反対論者ではありません。節儉と節度の範囲に限られるとはいえ、下層階級の人々にも享楽 (enjoyments) を得る権利はあるのです。しかし私は、一家の家長だけが参加できる放縦 (indulgence) への誘惑が広がることを望んでおりません。

こうした友愛組合の恩恵と関係のある一部の人々は、これまで健康的な労働者全員が強制的に寄付する全般的な全国互助会 (national club) を提案することに好感を抱いてきました。議長。私はこうした計画が全く実行不可能であり、〔こうした計画を〕強制することで、我々はその効果を完全に無効にしてしまいます。自由意思によってのみ支持されうことは全く申し上げるまでもありません。不正の防止に必要な警戒をして互助会の会員を監視することは不可能であり、また、その計画に伴う非常に多くのあらゆる困難があることは全くもって明らかですので、深く論じることはできません。しかし、この点がその自分の考察から外れていないことを明らかにするためにこの問題に言及したのです。議長。私が提案しますのは共済組合 (benevolent societies) の趣旨を支持することであり、共済組合

をわきに置いたり、妨げたりすることではないのです。

マルサス氏は、地方銀行 (county banks) の創設を提案されました^{〔19〕}。また、私はその〔マルサス氏が提案する〕非常に多くの多様で分散する銀行の設置に関し、何らかの一般的で確実な責任を負わせることが複雑で難しいために、その〔マルサス氏の〕計画に寄せられる多くの反対があることも認めます。しかし私はマルサス氏の原理に賛同し、それを支持します。私は紳士の方々にまさに提案しようとする、すなわち私の話に耳を傾けてくださる多くの方々には全く新しいことかもしれないことから始めるのではなく、私の提案に対する皆さま方の冷静で慎重な考察をしていただくことを望みます。

私は、労働階級だけに効用や利点がある銀行の性質を持った大規模で全国的な組織の創設を提案します。この組織はロンドンに置かれ、私が採用を求める法案に含まれた規定により任命される適任者の管理と運営のもとで行われます。一人の治安判事に自身の身の上 (knowledge) を証明してもらうか、証明書によって主として労働賃金のみで生計を立てていることが証明された者は皆、(私が指定する)「貧民基金 (Poor's Fund)」の口座に、20シリング以上ならいくらかでも ただし毎年20ポンドを越えてはならず、総額で200ポンドを越えてはならないのですが 手形もしくは現金 (notes or cash) を自由に送金できるというものです。週に一度支払われる前の週の送金は任命された委員の名において、3%の償還期限のない銀行年金 (consolidated bank annuity)、あるいは別のコンソル国債 (government stocks) で支払われます。また、きわめて少額での支払いを避けるために合計10シリングになるまで配当金 (dividend) は送金されません。また時折、配当金は10シリング以下の少額の時のみ、事業の費用を生産的にするために再度出されます。この計画は法案でさらに十分に詳述するつもりです。そして、郵便局の介入に伴い、その規則に十分な便宜 (facility) が図られるように規定します。大規模な機構の運営を実現したあかつきには次のようなこと、たとえば首都〔ロンドン〕との間で非常

に容易で迅速な通信手段を設けるように、実際あらゆる地方の辺境と首都との間で通常生活するよりもはるかに優れた生活を送れるなどと紳士の方々に述べていただく必要はないのです。議長。もしある年齢に達するまで年払い (annual payment) により余生に備えた年金 (annuity) を受け取ることを望む人々、あるいは自分の死、すなわち通常の保険の対象となる推測可能な出来事により〔残された〕家族が受け取る年間配当金の支払いを全額保証されることを望む人々に対し格好の機会が与えられるのなら、私がいま概略を述べたこの計画の利点は、実に大きいものになるでしょう。

上流階級や中流階級の人々は、比例した年払いによって自分あるいは家族の将来に備えることができるという任務を担っています。しかし、その支払いに必要な最低額は労働者には受け入れられないのです。したがって、彼らのためにこうした規定がなおさら必要なのです。それゆえ私は同じ環境 (place) で、同じ運営方法 (direction) によって貧民の保険事業を確立することを提案したいと思います。この生命表 (tables) は被保険者の死亡時の総額での年払い、ある年齢に達した生残者の年金の年払い、あるいは聡明な100人の生残者の年金の年払い、すなわち子どもが一定の年齢に達した際の支払いのための年払いを考慮しながら、その保険のために産出されるべきなのです。計画のこの部分の恩恵を受ける資格のある人々の説明も、同じ支払い保証に基づきます。10シリングより少ない年払い、あるいは5ポンドより高い年払いはありません。このような利率や寿命の蓋然性を予測することは、保険業者に対してのみこうした利点が与えられるように思われますし、設立費用を償うに余りあるでしょう。その収益は資本に投下されます。当該の人物が良好な健康状態にあるという医師の誓約による証言、あるいは老齢者の誓約を証明するものや、治安判事がその行為 (acts) に納得したという証明書がなければ、法には当てはまらないのです。不正や虚偽が証明された場合には、保険金は剥奪されます。

また私は「こうした企業あるいは事業体とすべての必要な通信の双方に関わる会計士 (accountant) による送金、あるいは郵便料金を免除し、手

形 (bill) や証券 (certificate) 、あるいは保険証書 (policy) は、いかなる印紙税 (stamp duty) も必要としない。この基金に関する命令の検認も同様であり、さらにあらゆる配当金や年払いには財産税 (property tax) を完全に免除する」ことも提案いたします。私は計画のこの部分に、友愛組合に関する法律の中で規定された原則を追求しましたが、収入はこうした免除では失うものが何もないことが明らかです。なぜなら、もしもいま述べたような事業がなければ、こうした通信 (correspondence) または証書 (instruments) が、ここで郵便料金や税の免除を提案するようなことはなかったからです。そして年払いは、財産税の運用に依存する議会がもくろんだ総額をすっきり下回るでしょう。

議長。以上が労働者に財産を獲得させるために、あるいは財産を獲得する際に確実に有益な職業を確保させるように奨励することを提案する計画の全般的な概略なのです。

私はこの計画の考察に下院と国家の細心のご配慮をお願いします。そして、私はその実践による適切な影響に関わりたくと願っております。もし、貧民がいくらかでもこの計画が役立つと理解するならば、貧民あるいは国家への利点は無限であり、この計画に伴う費用は早急に賄われることでしょう。たとえ成功しないとしても、この試みはほんのわずかな費用がかかるのみなのです。

私が下院に検討をお願いしたい次の点は居住法 (law of settlement) です。議長。私はこの主題に関わる現存する法典が現在いたるところで貧民にひどく抑圧的であり、共和政にとって有害であると認められると確信しております。ここで改めて、とても高名な著者たちが〔現在〕施行されている居住法への非難をなし、また〔居住法の〕大幅な緩和を望んでいることには私も賛同いたしております。ローズ氏のご自身の救貧法に関する小冊子でこの非難すべき構造を初めて揺るがしたことを誇示されており、1796年にその博識ある著者の名で一般に知られる法案が可決しました。イースト (East) 氏も、別の重要な衝撃を与えました。議長。私は下院の

見解が、私の法案のこの部分に関する冒頭での私〔の主張〕に本当に心から同調してくださっていることを喜んでおりますので、きわめて明確な論点を明示するために皆さま方のお時間をいただく必要はありません。ただそうとはいえ、私は居住法が安全性または有益性を完全に排除するものではないと下院が判断されることも予想しております。議長。居住法は、実際にそれを修正したチャールズ2世治世第13年と第14年〔1662年〕の有名な法律に起源があるという誤った議論が相当広く普及しました。それゆえ、単に激しい論争に道を開くというような方法ではなく、膨大ではあるのですが、皆さま方の法典に基づいてあらゆる法律を振り返るべきなのです。すなわち、被救済者を悩ませたり、苦しめたりする目的で、〔制度に〕貢献した人々の財産がいかに費やされてきたのかを〔確認しておく〕意図があるのです。しかし議長。居住権の慣行は相当の昔に起源があり、我々は現行法に残る足跡を非常に早くから見出します。出生地がその人の居住地になると宣言したのは、リチャード2世治世第12年の法律第7号〔1388年〕のように相当早い時期のことです。ヘンリ7世治世第11年の法律第2号〔1496年〕により、人の居住権はその人が最もよく知っている場所、すなわち生まれた場所にあるとみなします。また、すでに引用したエドワード6世治世第1年の法律第3号〔1547年〕という身の毛のよだつ法律により、人の居住権は彼の出生地、あるいは3年間住み続けた場所にあると宣言されました。そしてようやく40日間の居住で居住権を与えるとしたチャールズ2世治世第13・14年の法律第12号〔1662年〕が発令されたのでした。議長。しかし同時にこの法律は保護を受けるにふさわしいと思われる人々の移動の権限を与えたので、法律上の尽きない悩みの元にもなりました。法律の序文に描かれている、法案の可決当時の国家の状態に目を向けることは興味深く、居住権を完全に廃止したいと願う方々にも導きになるかもしれません。そこ〔序文〕には次のように書かれております。「法律にはいくらかの欠陥があるために、貧民はある教区から別の教区への移動を制限されていない。そしてそのために、彼らは小屋を建てるのに最も優

れた原料 (stock) や最も広大な共有地 (commons)、または荒地 (wastes) があり、燃やしたり切り倒したりするための非常に規模の大きな森林を持つ教区に移住しようと努める。そして、彼らはそれを使い尽くすと別の教区に行き、ついにはならず者 (rogues) や浮浪者になり、原料を用意しようとする教区を大いに落胆させる。そこでは、よそから来た者 (stranger) のために〔原料が〕台無しにされるかもしれないためである。それゆえに、法律は制定されたのである。云々」

さて、議長。皆さま方が貧困の緩和を王国の手に委ねるのであれば、どの場所にも無差別に寄生する労働貧民に規制のない権限を与えることが、議会にとって賢明だと考えるべきではありません。ジェームズ2世治世第1年の法律第17号〔1685年〕では、40日間は貧民監督官 (overseers) に出された通告 (notice) を根拠に説明されました。さらに、ウィリアム3世とメアリ2世治世第3・4年の法律第11号〔1691年〕で通告を教会で読み上げることが求められました。上記のように、40日間の居住で居住権を与えるというこの権力は実に無意味なものでした。なぜなら、通達書は常に、保護されるにふさわしい被救恤民の移動を行うために、貧民監督官の警告としてなされたからです。害悪を矯正するために、ほんのわずかに前進したウィリアム3世とメアリ2世治世第8・9年の法律第30号〔1697年〕は証明書〔発行〕の手続き (machinery) を採用しましたが、まもなく名を公言して証明するジョージ3世治世第35年に可決した法〔ウィリアム・ヤング法 (1795年)〕によって、証明書の使用は完全に廃止されるのです。

それゆえ、今回成立させようとする法律では、居住期間によって居住権を与えるようなことはしないつもりです。実際、ジョージ3世治世35年の法律第101号〔ウィリアム・ヤング法 (1795年)〕の慈悲深い規定によって、厄介な移動は大幅に減少しています。そのため、彼〔貧民〕が実際保護を受けるべき対象になるまで移動させないことを定めているのです。しかし居住期間がいくらあっても、居住権を得ることができません。

そのため「生まれながらに居住する者、すなわちその者の両親から受け

継いだ派生的居住権 (derivative settlement) を持つ者、あるいは徒弟制度、すなわち若年期の奉公先で居住権を得た者はもはや自身では生計を立てられないほどの年齢になった時に初めて、王国から遠く離れた土地に住まわせられた。そのために、彼は元気だった頃に働いて最高の恩恵を得ていた教区から移動を余儀なくされ、自分の他には誰にも知られていない場所であらんと生き、この世を去るまで、あらゆる隣人との関係を消し去るのである。それゆえ、ある教区で50年の居住期間が過ぎてから移動することに望ましい事案などない」ということが往々にして起きました。

それゆえ私は、居住権がいま得られるだけの資力を持っていることに加え、家長としてどこの教区でもその教区か別の教区で保護をうけることなく5年間居住すれば、どの家長にも居住権を与えることを提案いたします。しかし、私は、何らかの犯罪で有罪の判決が下ったと証明された場合、あるいはその期間〔5年間〕のうちに何らかの不名誉な罰を受けたと証明された場合、その居住権の申請者から権利を剥奪することをつけ加えます。私は、この制約が国家の道徳を守るのに非常に大いに貢献するものとみなすと見込んでおります。私が居住権を与えるとした居住期間は、ピット氏のご自身の法案で導入されたものと同じものですが、私はイングランドやウェールズの古い慣習と法律により、また民事裁判所のごく最近の判決で決定されたスコットランドの法律により命じられた3年〔間〕よりもさらに合理的な期間になるように、下院にお示しすることになろうかと思いません。

居住権の項目に関し、規定が大変望まれる別の事案があります。ジョージ3世治世第35年の法律第101号〔ウィリアム・ヤング法 (1795年)〕は保護を受けるにふさわしいと思われることを根拠に、貧民を移動させる圧力的な力を取り除いてきましたが、実際に保護を受けるまで彼の居住権に関する司法の判決が下されたり、あるいはその判決に基づき調査を受けたりする方法はないのです。おそらく、彼が末期の病に冒され困窮が生じるまで、または彼の死によって困窮した家族が教区委員 (parish officers) に

申請を提出するまで、彼らの権限でいかに議論の余地があろうとも、審理の過程で疑問が出されることはありません。時間的に長いために、事実の証明はいっそう難しいものとなり、通常、居住権に関する最良の証人である貧民の証言はたいてい認められていないのです。

私が提案する救済策は二名の治安判事に対し貧民監督官の申請により保護を受けるにふさわしく、また同様に今なされる退去命令が退去の要因を取り除くにふさわしいと思われるあらゆる人物を調査し、また十分な証拠により居住権の判決命令を下す権限を与えることです。すなわち、「判決命令の写しは1か月以内に、居住権があると判決を下された教区の貧民監督官に交付されること。通常の法的な申請により、四季裁判所への命令を自由に控訴できること。控訴による四季裁判所の命令、あるいは訴えのない場合は治安判事の命令が移動の命令に関わる判例により、居住権を決定すること」です。私は命令が四季裁判所の開廷20日以内に下されるならば、すなわち「居住権があると判断された教区は、その事案の調査に十分な時間を持つことを許可すること。また、命令を受けた教区は、その命令の対象である被救恤民の創出の抑制を第二会期に訴えることを許可すること」を提案します。また適用されない命令は、その命令を受けた教区によって他の教区への引き渡しの証明書の写しに基づき第二会期に記録されることを提案します。

議長。この提案により旧来の居住法に何の変更も加えることなく、私が述べた居住権を獲得する権限を、すでに存在する人々に単に追加するに過ぎないことがお分かりいただけるでしょう。それゆえ、私は法廷の意見を求めて提出した長々とした居住権の事案に関し、法廷の決定が何もないことに口出しますので。先の居住権の判決に関する規定で、私は〔居住権の〕証明を難しく、時には不可能にさせる状況において、非常に高額な訴訟になる原因を取り除きたいと願っております。

先の居住権の判決の方針は「友愛組合法 (Friendly Society Act)」に見られます。私はただ労働者の苦痛にいっそう配慮しながら、この問題に関

わる事項を含むその条項の規定をほぼ踏襲 (copied) しました。居住権を適応する目的であらゆる事案で、その労働者に証人としての出廷の強制を命じることで、時間的な浪費で生じる出費が賄われるのです。こうしたあらゆる規定から、私はその者に労働者の精神を高める自立心とともに、労働需要と労働供給の間に一層の均等をもたらすことになる追加的な自由で最高の結果を期待するのです。

次の問題は秩序 (order) に関わるもので、私が議会にいくらかの変更を加えることを願う教区会 (vestries) の制度と権力に関することです。エリザベス女王治世第43年の法律第2号〔1601年〕によって、教区委員 (churchwardens) と貧民監督官は毎月1回、教会の礼拝の後に会合を開くことが求められ、〔その会合では〕法律の目的を満たすためにとるべき指針の検討が求められました。ウィリアム3世・メアリ2世治世第3・4年の法律第11号第11項〔1691年〕によれば、「教区民は毎年、復活祭の週、または適切と思われるたびに教区会を開く。救済を受ける人々の名簿が読み上げられ、救済の理由を説明する。その上で、教区民が〔救済を受けるに〕ふさわしい人々を示す新たな名簿をつくり、献金 (collection) を受け取れることを許可する。ただし、ペストや天然痘の場合を除いて、治安判事の命令を受けなければ、いかなる献金も受け取る人々はいない。」とあります。例年の会議は実に存在感が薄く (distant)、「適切と思われるたびに」という文言が非常に曖昧であり、教区委員の思慮分別もひどい状態なのです。

私は一部の教区では今もなお、その慣行が月に1度、またはある定められた時期に集まって行われていることを確信しておりますが、現在こうした会合が必要とは見なされておらず、定期的に招集もされておらず、往々にして秩序も品位もなく行われているのです。それゆえ、エリザベス女王治世第43年〔1601年〕の法律で命令された毎月の会合を再開し、賃金の上昇と支出をさらに有効に統制するため、住民の利益が救貧法行政で非常に深い影響を与えることを提案します。私は教区会が毎月あるいは申告によ

りその月の半ば (intermediate times) に開催し、教区委員や貧民監督官はその教区会の見解を受け止めること、緊急の注意を必要としないあらゆる事案において行うべき査定や救済すべき人々、与えるべき救済に関する命令に従うよう求めることを提案します。しかし、救貧法の実行を考慮する限り、必要以上の干渉、あるいは民衆の騒擾による権限の誤用を防ぐために、教区会の制度に何かを講ずることが適切だろうと考えております。皆さま方もよくご存じのように教区会の会合がきわめてしばしば秩序を欠き、荒々しいものであるので、教区の住民の中でも非常に品位を備えた方々が、しばしば教区事業のあらゆる世話から、またこうした会合で経験する嫌悪感から目を背けているのです。現在、最少額であれ救貧税 (poor's rate) を課された者全員が、その最高額を支払う土地所有者 (proprietor) と同じように教区会での平等な発言権を有しているのですが、それほど重要でない借地人 (renteres) が時折、より多くの資産があり、より良い学識のある住民の見解に反対し、教区の貨幣の用途を決める権限に関する発言権を有しているのです。それゆえ、この基金の大部分を寄付する人々に〔発言権を〕与え、財産の適用をしかるべく考慮しようと、私はある金額の査定を受けた人には2つの投票権を与え、さらに多くの金額の査定を受けた人には3つの投票権、そして最大4つの投票権を与えることを提案します。現在の治世で可決した法案で、一般にギルバート氏の法律〔ギルバート法〕と呼ばれるジョージ3世治世第22年の法律第3号〔1782年〕は、この法律の規定を採用する教区で、貧民救済のために年間総額5ポンドの課税に値しない者には教区会での投票資格はないことを命じておりますが、私としてはその規則が一般に採用され実行に移されたという判断はしたくはありません。私は、寄付者全員が財産の配分に比例した規制 (proportionate controul) をなすべきだと思います。会合〔教区会〕そのものの品格や秩序を守るために、その職務を務める牧師 (officiating clergyman) が現在全ての事案で議長を務めていますが、不在の時は年長の教区委員、次に若年の教区委員、さらにその次に貧民監督官が務め、また私の指名し

た者が全て出席できない場合、現在最高額の救貧税を納める者が務めることとし、見解が一致した事案は全て、議長が票を投ずる権利を持つことを提案します。

私が説明する上記の規定によって、もちろん、この規定は法案の中で、より正確かつ十分に記述するつもりですが、収入の支出に関するより完璧な管理を保障し、収入を引き上げる方法にいつその注意を払われることを希望します。そして、無力で、騒々しく、荒々しい会合を、品格があり、効率的であり、秩序だった事業の場に転換し、貧民の十分な愉楽（comfort）や査定を受けた当事者の十分な貯蓄を希望します。

議長。私が下院の考慮を求めて提起する次の問題は、何よりも重要な問題のひとつです。すなわち、救済の元となる税〔救貧税〕そのもののことを述べております。議長。私は演説の最初の部分で、貧民救済のために引き上げられた税〔救貧税〕の総額が現在莫大であり、しかもその〔救貧税の〕増加の速度も速く、いかなる明確な限度を設けても、〔救貧税を〕制限することは実行できないと説明したと思います。期待される〔救貧税の〕削減は、たとえば私がすでに提案したように、貧民の習慣の改善や彼らの資力の向上、またその目的に何かを講ずることを加えて立法化する方策が成功するかどうかには左右されるに違いありません。議長。救貧税に関わる法律は、施しを推奨する実に古い法律に端を發します。ヘンリ 8 世治世第 27 年の法律第 25 号〔1536 年〕で、徴税吏（collectors）は施しを受け取るために任命されました。そして、人々はその徴税吏〔に施しを渡す場合〕を除いて、〔人に〕施しをすることを禁じました。エドワード 6 世治世第 5・6 年の法律第 2 号〔1552 年〕では、主教が施しを拒否する人々に〔施しを〕熱心に進めるように命じました。エリザベス女王治世第 5 年の法律第 3 号〔1563 年〕により、人々が施しを拒むような場合、主教はその人々の身柄を引き渡し、監禁するように命じました。エリザベス女王治世第 14 年の法律第 5 号〔1572 年〕により、治安判事があらゆる場所で税金を取り立てることを命じました。エリザベス女王治世第 39 年の法律第 3 号〔1597

年〕により、貧民監督官が救貧税を管理するために任命されました。そして、ついに何度も言及したその高名な法律によって、今日まで実施され続けている方法で救貧税の査定が命じられたのでした。この時期より後に救貧税を主題として可決されてきた法律は、ジョージ2世治世第17年の法律第3号〔1744年〕ただ一つと確信しております。この法律には申告があれば救貧税の手当てを惜しみなく与えることを命じ、その申告がなければ、この法律は法的な効力を持たず、救貧税を調査するために住民に権限を与えることはないと言いました。すなわち、貧民監督官には自身の後継者への帳簿 (books) の譲渡を命じ、救貧税に苦しむ人々には課税を提訴する権限を強化するジョージ2世治世第17年の法律第38号〔1744年〕と、さらに提訴に関するいくつかの規定を設けているジョージ3世治世第41年の法律第23号〔1801年〕です。しかし、救貧税そのものは今日エリザベス女王治世第43年の法律第2号〔1601年〕の目的と法令に従って、引き上げられるか、きっと引き上げられるはずなのです。私は救貧税がきっと引き上げられるはずだと断言します。なぜなら、この法律の趣旨は実際〔の状況〕と明らかにかき離れたものだからです。この法律が、貧民を救済するために必然的に課された負担の配分に非常に深刻な不公平を作り出したのでした。

議長。救貧税の徴収を命じる文言は、課税される人々に向けられる文言と同様に明らかであり、十分に検討されうるものなのです。その文言は、以下の通りです。すなわち「当該の教区の住民や聖職者、教区牧師、その他〔の人々〕全員への課税、また土地や、家屋、平信徒の手に渡った十分の一税 (tithes impropriate)、教会の手にある十分の一税 (propriations of tithes)、炭鉱、あるいは販売用の藪 (saleable underwoods) の所有者全員への課税によって、週に一度あるいは別の方法で〔税を〕集める。云々。」としております。このような文言により、私は教区において個人財産 (personal property) を持つ誰もが、その個人財産を査定されるべきであり、実際、上記が王座裁判所 (court of King's Bench) の度重なる決定を

結集した法律の真の解釈であることを明確に示したと考えます。個人財産への課税は長く施行されませんでした。法律の変更はありませんでした。提訴で法廷に提出された事案により、不服として訴えられた〔個人財産への〕課税は非公式に却下されたとはいえ、ジャスティス・アストン (Justice Aston) 氏は「その法律が個人財産に課税するという法律ならば、これまでは〔個人財産に〕決して課税しなかったが、課税すべきである」と述べられました。

また別の事案においてケニヨン卿 (Lord Kenyon) も「個人財産が課税すべきものであることに疑問の余地はない」と述べられました。

ホワイトに対する王座裁判所の別の事案では「船は商売道具と同様に課税すべき個人財産であり、法廷は総額 1 万 3,500 ポンドまで、ホワイトにこの船への課税を確定する」ことを決定しました。しかし、議長。個人財産への課税を実施するという手段にはほとんど訴えられることがなかったので、土地が〔税〕負担のほぼ全てをきわめて不当に負ったのでした。というのは、確かに教区で儲かる事業を行う者は彼の保有する土地の価値にのみ比例して救貧税を支払い、生産的な資本 (productive capital) には支払わず、一方で彼の隣人は収入源が土地だけなのに、彼の保有する土地に対し同じ割合〔の救貧税〕を支払わなければならないことほど不公平なことはないからなのです。私はエリザベス救貧法のこの規定を施行することで、いくつかの困難に直面することになるだろうと十分承知しております。そのため、いかなる手段によっても、戦時中に引き上げる必要があると判断されるあの大規模な課税の目的でなされる人々の収入の確認に必要なある種の厳しい尋問をする権限を決して与えません。しかし、あらゆる生産的な資本はその運営において一定の目に見える程度に課税されるべきなのです。いま述べた推測は、さまざまな状況を包括した最善のものにされなければなりません。また、提訴する権限は、査定された一団への救済策を提供するのです。そのようなわけで、私は農業資本の他に、あらゆる地方の生産的な個人財産への課税を明言することを提案します。

一部の方々はおそらく、上記の法律の布告文に触れ、いくつかの事案で私よりも心を動かされることでしょう。しかし、議長。わが下院で自らの義務を果たすために、皆さま方はあらゆる個人的かつ利己的な考えを取り除かなくてはなりません。私は他の方々よりも全く無関心だと主張するつもりはないのですが、おそらく他の方々と同じくらい、あらゆる例外的な支払いからの免除を切に望んでいるのです。私の個人的な能力に訴える際に、自分の考えではまさに非常に大きな重要性のある問題があり、他者の費用と同様に私自身の費用でわずかでも同じように調和できるように、より公平で一般的で不可避の負担の分配をもたらすことを望みます。個人財産の大部分は今も法的な課税の範囲には及びませんが、富者が貧民の欠乏（wants）に慈悲深い注意に欠けているとはあまり見いだせないのです。

議長。ずっと前に是正されるはずの課税項目には、いま一つ不満があります。現在法律が有効であるので、あらゆる土地所有者に救貧税（poor rate）が課されますが、救貧税に対する何らかの提訴に関する証拠をもとに最小の住居を免除する最近の法律〔が有効〕になってはじめて、法廷は救貧税を取り消されることになったのでした。法律は救貧税の改正を許可することを示唆したのですが、個人財産には依然として課税されていない状態なのです。そして、自分とその家族を養うために苦心する勤勉な労働者や職人は今もなお度々、相応しくない目的に用いるために、貧民に相当の大金を支払うことを課されたり、強制されたりしています。

一部の教区では、一定の年価値を下回る〔土地を有する〕全ての人々を除外する慣行があり、別の教区では、例えば彼らが実に貧しいので〔救貧税が〕支払えないとみなすという世評（name）で免除しています。議長。私は皆さま方に、あまりに貧しく〔救貧税を〕支払うことができないような小屋の借地人を管理し、課税（rate）の対象から外すこと、こうした免除が救貧税を提訴する理由にはならず、また、治安判事に申請により年価値5ポンド以下的小屋を占有する者全員の名前を救貧税の対象から外すことを明言する権限を与えること、そして、こうした免除をいかなる場合も

教区救済とみなさないことを、教区会に権限として与えることで、その免除を公認することを提案したいと思います。同様に（都市や自治都市で容易に生じかねない）悪用を防ぐために、私は文書で明示された申請をしなければ、誰もいかなる時も〔救貧税を〕免除しないことを規定します。議長。上記の法律によって、我々が富者にはつらいと感じず、とても気分よく担えるような適切な〔救貧税の〕負担を課し、貧民にはたとえ一般的な援助としては不十分であっても、つらく抑圧的な負担を取り除くことに私は大きな希望を抱きます。

議長。皆さま方を教区税（parochial rate）の問題に今しばらく引き止めなければなりません。私はある教区と別の教区との間に現存する実に不公平な負担に何らかの救済策を提案するつもりです。この救済策を行うことで、我々はようやく、エリザベス治世第43年の法律〔1601年〕の精神を取り戻すのです。この法律によって、貧民の〔救済のための〕費用の査定はすべての教区で引き上げられますが、しかし「ハンドレッド内の他の教区の何か」に課税するために十分な額を支払えない住民がどの教区にも見られるなら、2名の治安判事に決定権を与えられます。しかし、ハンドレッドが一部の教区で自身を扶養できない状況から救済することが適切であり、〔救済が〕可能であると判断されない場合には、一般四季裁判所の治安判事は「州の中で他の何かに課税したり、査定したりする」必要があります。

ここでこの〔法律の〕無力さが、まずあらゆる教区、その次にあらゆるハンドレッドは、残りの州が〔最後の手段として〕個人財産に訴える前に、個人財産を限定することを計画することはできないことを暗示しました。それゆえ、この〔法律の〕趣旨はその負担において甚だしく、あるいは抑圧的な不公平を防がなければなりませんでした。しかし法律の文言は実に曖昧で、相対的に無力な判断の方法にはかなりの欠陥がありましたので、一部の教区は全ての地代（rental）に公平な救貧税に課せられているにもかかわらず、救済の目的で他者に課税する権限はまず行使されることはあ

りませんでした。私に耳を傾ける大勢の紳士（私は自身の主張の真実を証明するために、とりわけ、数年前に経験した大飢饉の時に最も慈悲深く活動された選挙区（the Borough）の名誉ある下院議員の一人⁽¹⁰⁾をお呼びしたいのですが）がおられます。彼らは首都やその隣接する都市の周辺のなかで、現在、その教区が困窮者の救済に必要な金銭を集められないために、最もつらい苦痛をうける、いくつかの教区があることをご存知なのです。議長。より具体的に申し上げるならば、スピタルフィールズ教区のことなのです。この教区の苦悩に関する記述は最近、ヘイル（Hale）という名の称賛に値する紳士によって、民衆に伝えられてきました。この方はこの教区で住民と彼自身の信望に有益になるように、長くその職務に携わってこられました。この地区には不幸にも最も貧しい階級の者、すなわち安価な住宅を求めてこの地にやって来て、万一、病気や商売の中断、あるいは何らかの災害に見舞われれば、即座に教区基金に頼ることを余儀なくされる製造業者しか住んでいないのです。この〔教区〕基金は、次のような境遇にある人々から集められています。すなわち、ある家族を窮乏〔の状態〕から守るために、支給されるわずかな食料を失えば、危うく飢餓になりそのような状態にある他の家族から必然的に〔金銭を〕絞り出されているのです。こうした製造業者を雇う富裕な雇用者は皆、別の教区に住んでおります。議長。ある救済がこの害悪、またはこれと同じような害悪を適用することは不適切ではないでしょうか？もし私が皆さま方に提案したことが立法化されなければ、あるいは立法化されてもその実情に効力を及ぼさなければ、何らかの特別な議会の規定はその実情に適したものにしなければなりません。

議長。エリザベス治世第43年〔1601年〕の法律の趣旨と文言は私がなすべくして表明したことなのであり、私はこの事案も王座裁判所の判決によっても証明できるのです。

「ボローフェンへの提訴に対する王座裁判所」の判例には「課税は他の教区を援助するために教区の一部の人々になされてきたが、教区に住む全

員に課税すべきだと異論が出された。法廷は教区に住む一部の人に課税され、全員に課税していないことが不合理だと考えたが、法律の文言は実に揺るぎないものであり、その異論によって命令を取り消すことはなかった。」とあります。「ミランドの十分の一税への提訴に対する王座裁判所」の判例、また、「ナイトリーへの提訴に対する王座裁判所」の判例、「マルブロのピーター・ポール・ストリート教区への提訴に対する王座裁判所」の判例でも同じ判断がなされ、「全ての命令は法廷で認められた」のです。

議長。いま私はこの不公平を全般的に是正する方法を模索し、同じような方法によって州にある全ての教区の間経済的な競争をもたらすことを願っております。

それゆえ、私は四季裁判所の法廷に、法律の可決後に開催される第2会期あるいは第7会期、さらにその会期に続いて7年ごとに開かれる会期で、貧民監督官に救貧税が課せられる地代やほかの利益の報酬1ポンド当たりの負担を各自の判断で命じるという権限を与えることを提案します。議長。まず私はすべての教区の議事録を公表することは、この議事録が明るい光をもつような願いをもたらすものと理解します。各教区でかなりな救貧税を負う立場は、一目で他の誰でもない土地所有者が担うことになるのです。最も重い負担を課せられた資産家たち (those whose property) は当然、救貧税が最も低い人々の状況や管理を調査し、別の事例から教区民の無慮 (improvidence) を正すのです。議長。現在のように、王国中の各教区や各地区が各々の救貧税では〔各々が抱える〕貧民を養うことができないことを呈示することが私の目的では決してありません。私は、この計画が査定と救済のために王国の境界をさらに広げる何かを伴う好都合な計画となっていることを承知していますし、一部の方々はこれまでその目的が全国的なものであったので、この計画による基金や運営も全国的なものにすべきという見解を明言しさえしております。私は見通しの上では、こうした変更に関し反対であることを認めます。そして、この変更が愚かなことであることは、〔過去の〕経験が十分証明しているのです。1803年に苦

心して作成され、実に正確である報告書を準備された紳士、サマセット州のプール (Poole) 氏、彼の救貧法の問題に関する情報は膨大なのですが、情報を進んで伝達しようとする彼の意志は非常に称賛に値するものであり、私が間もなく述べることになる資料を提供して下さっています。1年に徴収される救貧税 (poor's rate) の総額が100ポンドを越えないようなごく小さな地区では、救貧税の平均は3シリング4ペンスであります。〔救貧税の総額が〕100ポンドから200ポンド〔の地区〕は、〔救貧税の平均が〕4シリング7ペンスであります。〔救貧税の総額が〕200ポンドから300ポンド〔の地区〕は、〔救貧税の平均が〕5シリング1ペンスであります。さらに次第に上がっていき、2,000ポンドから3,000ポンド〔の救貧税〕を徴収する地区に目を向けると、徴収された救貧税の平均が実質1ポンド8シリング2ペンスに等しいのであります。この理由が、〔規模が〕最も小さな地区の方がそれより規模の大きな地区よりも、全体についての気づかいが各々の納税者による監視と管理のもとに行き届いていることにあることは明らかです。そして、この理由が王国の確立した境界の変更または拡大に対して、同じく貧民救済のための一般的で全国的な基金に対して、あるいは地方の基金に対してさえも言い争う余地のない議論をもたらすと考えます。

しかし議長。非常に重要性のある目的は、国内で査定できる個人財産を定期的に報告することを提案する法案によって達成されるかもしれません。私は、イングランドとウェールズのあらゆる場で地方税 (county rate) を全て公平にすることを述べています。民衆にふりかかる地方税の不公平がいかなるものかは広く知られているところです。現在徴収される地方税の比率は一般的にウィリアム王〔ウィリアム3世〕の時代に確立したのですが、土地の価値にいかなる変更が生じても、一方で状況の変化から生じる深刻な不正を矯正し、他方で古来の習慣の遵守を矯正する権限がどこにもありませんでした。この事実は一部の州で、申請が救済のために議会でなされてきたと非常に強く実感されてきました。こうした申請の

一部は成功してきました。すなわち、ミドルセックス州とレスター州では地方税が議会特別法で公平にされることに成功しました。私はこうした法律の規定に口出しするつもりはないのですが、私は貧民監督官が7年の任期満了の際になされる報告書に従い、貧民監督官が定める査定を受けた個人財産に比例して、あらゆる教区に課税を命令することで、王国中の地方税を公平にすることを提案します。地方税より引き出されたこの基金を、改善されたより公正な基礎の上に設置するので、私は救貧税 (poor rate) が最も重い負担を抱える州にある上記のような諸教区を救済するために、地方税の公平化を提案するのです。州全体に公平〔な税の負担〕を確立するつもりはありません。(それは経済への刺激を台無しにしてしまうからですが)、3年間の平均的な税負担を負ういかなる教区も州全体の教区税の平均の2倍以上とし、四季裁判所の法廷に自由に申請できるようにするのです。また、どの州でも各教区で申請する教区の負担を貧民救済のために引き上げる税額の平均の2倍以下に引き下げないようにし、〔救済のための税の〕支出が必然で不可避という証拠に基づき、治安判事に妥当と思われる救済を地方債 (county stock) により認めるという権限を持たせるのです。この規定から平易な方法で極度の圧力を緩和することが分かりますが、同時に節約への衰えのない刺激を与えるために、申請する教区に課せられる負担は非常に大きいと思われるます。

私は地方税の公平化への反論が、各方面から利害の絡む動機により生じうることを十分に承知しております。しかし、私は一般的な見解が現在の方法で地方税を徴収することが不適切で、その見解が正義に基づいており、下院が今日引き受けることになる偉大な業績の進歩を妨げる作用を持つあらゆる利己的な考えに対し、議会の良識が打ち勝つことになると考えております。

議長。私は地方税に関して私が提案すべき全て〔の提案〕を皆さま方にご披露できたと確信しており、まさしく当然のように、労働者の人格を向上させるために地方税の一部を適応させるように、治安判事に与えたいと

願う権限について言及しているのです。〔人は〕誰も人間の性質にそれほど精通しておらず、人間の胸中にある情欲が最大限に有利に影響を及ぼしうることを知らないのです。

その願いはたとえ儚いものでも、その人を励まし、完全に切り離しえないものです。また、最も経済的に困難で（difficult）つらい（laborious）立場にあるのだという沈んだ感情を慰めもするのです。そして榮譽への愛着は、最も残酷で、きわめて有害な残酷さを伴う法律に人を仕向けもしたし、最も厳格で称賛に値する義務の実行に人を刺激もしたことを人の胸中に相当深く植えつけます。こうした諸情欲は最も卓越した階級の方々の胸中だけでなく、労働者の胸中にも非常に強く生き生きとしているのです。それゆえ、私は労働者に並々ならぬ忍耐と徳の見返りを望むことを奨励し、彼の優れた上位の仲間（associates）になろうとする称賛すべき野心を目覚めさせたいと思うのです。ピット氏はご自身の法案で、家族の規模により生じる深刻な抑圧をうける特定の状況において、労働者の教区救済への要求を認めるさまざまな規定を提出されました。議長。満足に資金を提供できない程度にまで〔救済の許可を〕広げてきたという〔ピット氏の〕主張の方針のどれに対しても私は全く反対です。貧民の側には被救済権の要求（claim of right）が断固として無いとするマルサス氏は、もし6人かそれ以上の子どもを持つならば、彼らの扶助を目的に何らかの救済を受けるべきだとまで述べられました^{〔20〕}。こうした根拠に基づけば、いかなる救済の権利も一般的な救済の許可を得られないでしょう。しかし私は四季裁判所の治安判事に教区の救済をうけることなく、労働者の収入〔のみ〕によって6人またはそれ以上の子どもを一定の年齢にまで育てた労働者に褒賞を与えるという権限を持たせることを議会に提案いたします。この褒賞（prize）を求める者はさほど多くはないのですが、この褒賞を受ける者（claimants）の真価は必然的に大きくなるに違いなく、少なくとも褒賞を与える可能性によって、〔その真価は〕非常に大きくなるはずなのです。私はまた、最も偉大で称賛に値する者に与える報酬は、負担の感じない程

度の実に手頃な金額に制限します。さらに卓越した功績のある場合には、人が法廷の承認を得られてきたと分かるほどの金銭的な報酬とともに、何らかの荣誉ある記章を添える権限を治安判事に与えます。この褒賞は、コートや帽子の贈呈によってなされることもあります。それが望ましくないと思われるなら、州の印章を添えた羊皮紙の証明書を小屋で苦しむ労働者に彼の生涯における喜びとして、また、彼がこの世を去った後子どもたちへの励みとなるように与えるのです。私の法案のこの部分の実行に伴う費用は地方税に担わせます。彼らに委任した権限を行使する裁量は、完全に治安判事にあります。この褒賞を受ける者が増えるならば、その利点は驚くほど大きくなるでしょう。しかし、議長。私はその反対〔の意見〕も予想しております。すなわち偶発的に起きる季節の過酷さや、教区救済を引き起こすば普遍的な貧困のことを考えるならば、皆さま方の法律はこの点で価値をなくすことになるでしょう。なぜなら、皆さま方はどんな褒賞を受ける者も全く期待できないからです。私は、第一に褒賞を受ける者が現れなくても損失はないので、皆さま方の法律が害される可能性がないこと、第二に褒賞を受ける者が現れると断言することを〔過去の〕経験が正当化すると答えるでしょう。議長。我々は皆周知のように、農業協会（agricultural societies）が王国の至る所に設立され、非常に有益な効果をもたらしており、またこの協会の称賛に値する対象には称賛すべき労働者として褒賞を与えてきました。褒賞はこの協会により、概して教区救済を受けることなく、労働賃金〔のみ〕で大家族〔多子家族〕を養ってきた人々に与えられてきました。この協会は、私が住む州に思慮深く、愛国的で、慈悲に富み、有徳で、あらゆる面で偉大な支援者であった今は亡きベッドフォード公爵の格別な指導と奨励のもとに設立されました。そして今もなおこの協会は彼の立派な後継者に保護され、有効に支援されているのです。「ベッドフォード州農業協会（Bedfordshire Agricultural Society）」は、飢饉の時期で苦悩したすぐ後に組織されました^[21]。私は当時、自身が述べた、ある種の褒賞金の提案に賛同しましたが、褒賞金がこれまで与

えられてきたというどの期待も受け入れなかったと認めます。私はその証明書の調査を求める多くの候補者を見つけ、どんなに驚き、満足したことが!私は本当に驚き、満足しました。この証明書は、詐欺の可能性を事前に排除することが求められてきました。最初の会合で優れた候補者 (successful candidate) への報酬を配分した、偉大だがこれまで泣かされてきた名士により、また、この有益な制度を支持したすべての人々によりもたらされた喜びが、何と心にしみることでしょうか。私は、予期せぬ恩恵を目の当たりにし、勤勉に働く険しい顔つきで微笑む自己満足した偽りのない喜び、すなわち、いつも苦悩と失望に涙を濡らしてきたしわのよった頬に流れ落ちる喜びの涙を見た時、私は自分の周りに集まってきた農夫たちに声を大にして叫ばずにはいられませんでした。「諸君はこの光景が見えるだろうか?諸君は、たとえ目の前にもたらされてこなかったとしても、こうした男たちの存在を信じることができるだろうか?我々への教訓としなさい。怠け者、放蕩者、騒々しい者は絶えず、我々の警告に出しゃばってくるのです。彼らは、我々をだまし、怒らせ、疲れさせますが、我々は彼らの負担を全て彼らの非行の結果と判断し、非難しがちです。徳は忍耐強く、寡黙で、気づかれないものなのです。王国 (she) に通告し、報いることがふさわしいのです。そうすればこの社会は栄え、永遠に続きます。たとえば、称賛すべき勤労に褒賞を与え、うまく〔勤労を促すために〕労働者に競争をもたらし、雇用者に自身の義務を果たす決意と人間の性質に関する改善された見解をもたらすためだけだとしても。」なのです。議長。私はこのように、地方で〔の実施〕の成功に力を尽くしてきましたので、今度は全国で〔の実施を〕成し遂げたいのです。それゆえ褒賞の授与を小規模での有益な運営の中で経験したことから、皆さま方の一般的な採用を求めて提案するのです。私の主張を繰り返します。すなわち、失敗しても何の損失もありませんし、成功すれば計り知れない価値を生み出すに違いないのです。

議長。次に貧民の健康と愉楽にまさに著しく関わる状況に注意を向けま

す。それは確実に議会の干渉を必要とするのです。私は小屋の建設のことを述べているのです。議長。皆さま方は十分にご承知のことですが、エリザベス治世第43年の法律第2号第5項〔1601年〕によって、教区委員と貧民監督官は、莊園領主（lord of manor）の同意を得た上で荒れ地に、虚弱な貧民（impotent poor）が住むための小屋を建設する権限が与えられております。しかしこの権限はほぼ全く行使されず、実際この国の変容した状況から、多くの場合、教区が〔小屋を建てるために〕利用できる場所がないままにさせることを相当一般的にしている囲い込み法により財産の分割を全く実行できませんでした。そのために、小屋を建設する目的で土地を購入する権限がないのです。議長。私は、かつて教区委員と貧民監督官に与えられた、小屋の建設に関わる権限を改めて有効にし、実行することを提案します。この提案は、できるならば全体で5エーカーを越えない程度の土地を購入する権限を加えたいと思います。私は住宅建設の権限に課す制限と制約によって、救貧法の明白な傾向をもたらすとされる不健全な人口の増加に対する唯一の予防的妨げ（preventive check）だと述べる人々からの反論を招く恐れはありません。貧困は理論を覆し、抑制に勝っているのです。貧民の住宅不足はいたる場所で非常に深刻であり、村でさえ、二つかそれ以上の家族が辛うじて一つの家族でいっぱいのはずの小屋に押し込められているのです。性別も年齢も問わず、両親と子どもたちがあらゆる品位に反して、一つの部屋で眠り、衛生的に有害なことを余儀なくされているのです。この事態が建設や修繕にかかる費用の増加を部分的にもたらすとともに、人口の増加を大いにもたらしてきました。私は小屋の総数が教区税と釣り合いのとれた限界量を越えないように、小屋の建設を計画する権限を与えることを提案します。これによって、ひっ迫した住宅の困窮はいくらか緩和するかもしれませんが、それによって貧民の愉楽や健康、道徳がある程度までは増進したかもしれません。しかし議長。私はこの権限で建設される小屋は全て公平に家賃の満額（full rent）で借りさせること、さらに小屋を貸す貧民監督官は所属する教区で、住宅の不足で生じる競争

で利益を得ることに議会の注意を向けることを望みます。なぜなら、貧民の住宅の大部分がこの資本の部分に正当で合理的な利益を期待する個人の財産であるに違いないので、個々の地主は自分の属する教区に、自分の提供できる土地よりも少ない土地の上に住宅を建てさせるのです。そのために、住宅〔の獲得〕を不公平にし、最終的に貧民に害を及ぼすのです。小屋の家賃は〔小屋の問題に〕関心を持つどの人にも新しい小屋を建てたり、すでに建設済みの小屋を修繕したりすることさえも、その気をなくさせるほどに相当に安いのです。しかし貧困はこの事案でも他のあらゆる事案でも、価格の高騰を引き起こすに違いありません。そしてその状態が生じて初めて、住宅の困窮が続くはずなのです。このことはこうした法令により、我々の結婚に対する予防的妨げ、これをマルサス氏は住宅の不足にあると述べておられるのですが⁽²²⁾、この妨げを奪い去ってしまうと捉える方々の見解に埋め合わせの議論を与えるでしょう。しかし、マルサス氏は自分の原理を決して極端な方向に推し進めようなどとは意図しておられませんし、彼〔マルサス氏〕の讚美者がその誤りに陥らないことも確信しております。

私が小屋の賃貸料に関して行った考察は救済が必要とされる場合、また救済を受けることが最善策と見なされる場合、教区にある小屋のいずれかを占有する家族に、賃貸料を免除する許可を認めることを抑制しようという目的ではないのです。しかしこの救済がなされる場合、教区の権限は困窮していない人々、あるいはこの扶助を受けるにふさわしくない人々を除外するという治安判事の権限のもとに行使されなければなりません。それゆえ、十分な根拠をもって、あらゆる教区の小屋に住む借地人を立ち退かせる略式の権限を与えることが有益なのです。

その州の治安判事としての職務を果たしたいかなる紳士も、教区の小屋に住む怠けた放蕩な借地人を排除することで生じる困難 (difficulties) を知らなければなりません。一方、援助と愉楽を得るに値する10倍以上の者が住宅を持たず、教区は彼らに住宅を提供することができないことも理解

しなければなりません。

私が下院をわずらわせねばならない次の最後の主題は最も重要なもののひとつであり、さまざまな細目を包括するものです。議長。私は貧民救済を管理する方法、〔貧民に〕与えるべき救済の量、さまざまな救済の適用に必要な区別、健康で働ける人々の雇用の方法のことを述べております。私は演説の前の部分で、依存した貧困の状態にある者よりも自立した勤労を備えた者を維持することに最も本質的な重要性があると考えており、また教区救済を受けることなく自分とその大家族〔多子家族〕を養うために自助努力に奮闘している労働者には、こうした努力をしない者に食事をとらせ、家に住ませ、衣類を着させるような非常に望ましい、あるいは非常に好都合な境遇に身を置させることは不正義の問題とみなされると確かに申し上げたと明言した上で説明しなければなりません。私は高齢者や幼児、病人にはあらゆる祝福を捧げ、提供できるだけのも最も豊富な慈善にあふれる〔心の〕広い扶助や保護、救済の手を差しのべるつもりです。

議長。不運な者を正当に扱い、不品行の者を罰するという区別をするために、虚弱な貧民は不運な貧民と犯罪貧民の二つの項目に基づいて考慮すべきです。何よりも犯罪階級〔犯罪貧民〕を打倒することです。14、15、16世紀における法律の多くは労働者や職人の怠惰を処罰するために可決しており、そのいくつかはすでに私が引用していますが、恐ろしいほどの厳しさに満ちています。しかし、他の犯罪を伴わない怠惰を処罰する現行法はジョージ2世治世第17年の法律第5号〔1744年〕のみです。この法律により「自活する手段を持たず、仕事がなく怠けて生活し、他の労働者と同じ仕事をして支払われる通常の一般的な賃金で働くことを拒むすべての者たち」は怠惰で手に負えない人間だと宣告され、有罪の判決が下り、1か月以内の収監を余儀なくされるのです。しかし教区に〔救済を〕申請することなく自分と家族を扶養できる限り、その人は実際に、あるいは法律上、何の処罰も科されることはなく、また何の法的な刑罰も科されることなく、怠けて好き勝手に自分の時間を過ごすことができるのです。怠惰

は罰するより防ぐことが妥当なのですが、彼自身の関心にかかわるあらゆる人の権利である活動の自由を侵害することなく、〔救済を〕制限するいかなる権限も構成することが実行できるとは思われないのです。しかし貧民が救済を教区に申請する場合、その者がこの権利を乱用したかどうかを調査する正当な根拠があります。そして、その者が放蕩な濫費や浪費のために他者の負担になったことが明らかな場合、その者には自身に見合った処罰を受けさせるべきなのです。それゆえ、次のことを提案します。すなわち「貧民監督官の会議（overseer sessions）、あるいは何らかの特別議会（special session）で貧民監督官が行った申し立てにより、その地区の治安判事に出される教区会の指示に従い、本人あるいはその家族が教区の救済に適用されたり、〔救済を〕受けたりした者、自分の怠惰または浪費によって貧困に陥ったいかなる者も、治安判事がその事案を調査する。治安判事は貧民を尋問した後、十分な証拠によりその問責が真実だと判断した場合、治安判事は〔救済の〕制限をうけさせるため、その者をしばらくの間、懲治院（house of correction）に収容する。そこではその者ができる仕事を与えられるが、釈放後もその者が教区の負担になる限り、上着に大きな文字で教区名とその者の罪状を示す身分証（criminal badge）を着用させることで識別される。そして、その者の手当てはパンのみが与えられる。」ということです。しかし一定期間に規則正しい素行が証明されれば、罪状を示す身分証を免除するか、犯罪者でも不幸な貧民として同様の手当てを与えるか、それとも両方を行うかの権限を治安判事に与えます。当然ながら控訴するための十分な権限が与えられるでしょう。この場合も例外なく、尊重すべき高齢者や幼児、病人の事案を常に除き、大部分の不幸な貧民階級に配慮する教区の救済は救貧院の内外を問わず、生活必需品に制限されるべきです。

議長。ここで私はワークハウス制度の反対論者（enemy）だと下院に申し上げることがふさわしいのです。すなわち、私はワークハウスが運営されるところでは、救貧税の負担がほぼ例外なく大きくなり、貧民の愉楽や

彼らの道徳の改善をもたらすどころか、怠惰と悪徳の温床をもたらしたと確信しているのです。とは言え、ワークハウスを完全に廃止することを皆さま方に提案することが私の目的ではないのです。

議長。知られるようにワークハウスはチャールズ2世治世第13・14年の法律〔1662年〕によってロンドンに初めて導入され、ジョージ1世治世第9年の法律〔ナッチブル法（1722年）〕によって一般的な対策として認可されました。この法律〔ジョージ1世治世第9年の法律〕によって、「諸教区に貧民救済〔の負担〕をより軽減するために」教会会の合意を得た教区委員と貧民監督官は、すべての者の扶養と雇用のために、またはあらゆる救済を受けるに値する貧民のために、住宅を購入したり貸したりする権限が与えられます。そして、ワークハウスは〔人を〕雇い入れ、働かせ、こうした貧民の仕事の恩恵を得るためにあり、ワークハウスで扶養され、収容されることを拒む者には誰も救済を与えることはありませんでした。

その後、法律が長く実施されると、ワークハウスが設置された教区ではワークハウスでの収監や扶養を拒否した者にはあらゆる救済が禁じられました。そして、ワークハウスの外で直ちに救済を与えるのは、限られた期間が特定の状況にある場合のみなのです。この対策がその目的の一つである「諸教区の〔負担の〕大幅な緩和」に応じたかどうかを調査することは容易なことでしょう。その回答は、決定的に消極的なものなのです。

議長。1803年の報告書によれば、その年にワークハウスや勤労の家（houses of industry）で扶養された人々の数は8万3,468名であり、彼らの扶養費は101万5,445ポンド、すなわち一人につき12ポンド3シリング6ペンスでした。教区に占めるこれらの施設の収益は、一人につき17シリング $0\frac{1}{4}$ ペンスでした。貧民が所有する住宅で恒久的に救済された貧民の数は、最も正確な算定によれば65万1,347人であり、一人につき4ポンド6シリング4ペンスより、いくらか少ない費用でした。議長。私は実に細かい数字の詳細〔を提示すること〕により、下院を煩わせはしません。この数字〔を提示すること〕で、この議論の余地のない真実を明らかにするのです。

この数字は皆さま方を前にして、私の主張が正しいことを証明するのです。その結論は明らかで、費用がかかる限り、ワークハウス制度はその目的を全く達成できなかったのです。しかしワークハウスの収容者一人ひとりにかかる費用と、労働賃金で暮らす労働者がその家族一人ひとり〔を養うため〕に使える金額とを比べてみましょう。そうすると、我々は平均賃金が高いために、その労働者が家族一人ひとりに使えるお金の余裕は全くなく、その金額はワークハウスの収容者一人ひとりに使われる金額にはとうてい及ばないことが分かるでしょう。この不均衡は無くさねばなりません、我々は取り除くように努めなければなりません。ワークハウスでは一般的に、食料の非常に大きな割合が、労働者本人とその家族に与えられる〔割合〕以上に、〔ワークハウスに〕収容された人々が消費し、浪費しており、それだけでなく、〔ワークハウスでの〕パンと肉の消費も、富者と貧者に食される国家の消費の数字的な分け前よりもずっと多いことが分ると私は確信しております。この事実は節儉ある貧民が、彼らのために他のありうるいかなる運営よりも実に多くの貨幣を稼いでおり、上品に生活し、彼らの扶助に十分と判断されていた額とは異なる収入のいくらかを貯蓄する手段を見出しているということなのです。すなわち、〔この事実が〕彼らの問題に、避けられるならば干渉しないことに対する説得力のある論拠となるのです。それゆえ、教区の負担はワークハウスの設置によって減るところか、増えてしまったのでした。貧民自身に関してはワークハウスの影響がその貧民のありとあらゆるつながりを断ち切り、彼らを親族や友人から引き離し、高齢者からこの上ない安らぎを奪い、若者を最悪の見せしめの影響にさらすことで、腐敗の温床としてきました。議長。確かに多くの幸運な例外はあります。私は一般論を申し上げているのです。ワークハウスは、いくつかの事案では、最も称賛に値する者に救済の申請を恐れさせることで、教区〔の負担〕を和らげる傾向があるかもしれません。また一部の教区では、ワークハウスが不道徳的な目的で設立されてきたことも事実です。幸いにして、わが国の慈悲は概して反対の方向に進み、院外救済

を禁じる法律を許可することによって、ワークハウスの害悪をともしれば相当広げてしまうことから防ぎました。そして、その法律の厳しさは、一時的な救済を認めるジョージ3世治世第36年の法律第23号〔ウィリアム・ヤング法（1796年）〕によって、ある程度緩和されてきましたが、私の見解ではその制限は完全に取り除かれるべきなのです。そこで私は、その制限を課すジョージ1世の法律の大部分を廃止することを提案いたします。ただ、教区の家屋は世話する親類も縁者もない孤児や病人、老齢者、それに虚弱な貧民にとっては必要なものであり、こうした家屋も場合によっては、家を持たない者の一時的な住まいとして必要不可欠かもしれませんので、私はこうした家屋を購入したり、賃借りしたりすることを定めたジョージ1世治世第9年〔ナッチブル法（1722年）〕の規定は継続することを提案いたします。また、その実行を促進するため、教区は教区税を担保として少額で家屋を借りることや、こうした家屋を購入したり、建てたり、修繕したりすることを認可すべきだと提案いたします。その上で、私は教区の内部運営に、立法化されたいくつかの規制を考慮することが望ましいと考えます。

私は教区が毎月定められた時期に教区会を開催すること、その際、定住する住宅を所有するか、状況に応じて自活したり、家族または親類か友人かいずれかの世話を受けたりする人々に援助を受ける資格を与えるとするウィリアム3世・メアリ2世治世第3・4年の法律第11号〔1691年〕の趣旨に従って、あらゆる救済の適用、それを必要とする全ての事案を検討し、適切な手当てとして住宅を与えることを提案します。すなわち、適切な世話を受ける身寄りのない病人や虚弱な人々の住居を世話したり、彼らの扶養に同意したりする権限を貧民監督官に与えることなのです。また、病気の場合を除いて手当の割合を制限し、緊急の場合を除いて教区会の合意、または治安判事の命令がなければ、貧民監督官による救済が与えられないことを提案します。さらに、教区の不利益や被救済者への抑圧を広げる、ある非常に大きな不満を改善するつもりです。私は救済に先立って、その

者からあらゆる世俗的な所有物を奪う慣習のことを述べているのです。議長。私は病気が、他の深刻な緊急事態の場合、金額にして30ポンドまでの価値をもつ家具や道具、家畜、年価値5ポンド以下の小屋の所有は、その所有者が救済を受けるのを妨げるべきではないことを提案します。そうすれば、法律が現在実施している実にわずかな援助を受け入れ、苦しまなければならない者を再び世間に送り出すことができ、また災難（visitations）が終われば、彼の自立心も回復させることができるのです。

私は前に説明した人々を受け入れるために、貧民監督官に現在の救貧院（poor houses）を存続させるか、他の施設を〔新たに〕建設するか、私がこれまで説明したような人をこのような施設で雇用するか、もしくは確実に税額を一定限度までにするために資金を調達できるようにします。私はまた、貧民の扶養を請け負う方法にも制約を課します。私は〔就職の〕契約は一年以上有効にすべきではなく、請負人の利益が彼の責務に釣り合わないことがないように総額で支払うべきではないことを規定します。ただし、あらゆる請負は長（head）が取り決めなくてはならないことを提案します。〔就職の〕契約は、特別議会で治安判事が提案し承認するまで有効にすべきではありません。また、契約書の複写は保管しておかなければなりません。

議長。私は下院をこれ以上、手間取らせるつもりはありません。法案に十分な詳細があるので。ただ私が当初より基礎に据えていた原理、すなわち、依存的な貧困の支援は、ワークハウス制度でしばしば起きたように、自立した勤労で何とか生計を支える費用よりも大きな費用でされるべきではないことを追求してきましたので、教区の住宅で扶養される健康な者一人ひとりに与えられる肉とパンの量を規制しますが、健康に良く栄養のある他の食べ物十分に摂取させることに常に注意することも付け加えておきます。こうした規制を目的として、四季裁判の治安判事にその権限の範囲内で一定期間、パンと労働の価格を調査したり公表したりする権限を与えることが必要なのですが、双方〔の価格〕には決して干渉することはあ

りません。こうした公表もまた、たとえば民兵の妻の救済を定める法律などのように、既存のいくつかの法律の施行を有益にするのです。

議長。私は労働できる貧民の雇用に言及することを危うく忘れるところでした。この規定は、下院の多くの皆さま方に進んで受け入れられるはずだと確信するものです。しかし、ここで私がこの問題に向けられるだけの十分かつ慎重な考察をしても「教区委員と貧民監督官に、自活する手段を持たない全ての人々を仕事に就かせるための手段を講じ、その目的で麻や羊毛、他の素材の適切な原料を提供する」ように命ずるエリザベス治世第43年〔1601年〕の法律のこの部分が、これまで一般に実行されたか、あるいは実行された可能性があるとは考えていないことを前提としなければなりません。この法律は国家が大資本家の役に扮し、その労働者たち全員を雇うことができるという全く誤った仮説に基づいているように思われます。我々は個々の資本家のみが商業的に有利な資本を用いることができ、また強制労働により貧民を自活させることを目的に製造業を確立するというあらゆる試みは、(ほんのわずかな事案を除いて)失敗したか、並々ならぬ苦労や金銭的な援助によって有効であり続けたかのいずれかであることを知るために、まさに十分に教えられているのです。議長。私はマルサス氏のエリザベス救貧法のその部分の一般的な実行は本質的に不可能という見解に賛同いたします。そして、皆さま方にこの問題の決定的な根拠に注目していただきます⁽¹¹⁾。しかし現在、わが国には相対的に労働によって公平な賃金が得られない場所はほとんどなく、特定の状況から十分な雇用がない場所ではどこでも、教区委員が雇用を創出できるとは思えないのです。もしも雇用の不足が続くようならば、私の提案した居住法のさらなる緩和により、より優れた能力を持つ人々を労働者の最も少ない場所に移送することができるのです。多くの農業教区では仕事を得られない労働者たちが貧民監督官によって、別の教区の農場に代わる代わる送られるのです。雇用者は通常、その地区での通常の労働賃金よりも少ないわずかな金額を支払い、貧民監督官は必要に応じて地方税 (rates) で補うのです。

しかしこの慣行は、いかなる法によっても認められておらず、一般的な採用にも至っておらず、それを施行するには重要な反論があるのです。

皆さま方には、私が仕事を持たない健康な人々を支援し、怠惰な人々に報奨金を与えるのだと申し上げているとはお思いにはならないでいただきたいのです。それは私の意図からすれば、最もかけ離れたものなのです。貧民が貧民監督官に就職を申請する場合、私はこの貧民監督官に、所属する教区または制限距離の範囲での別の教区のいずれかで、就職を求めるあらゆる者との間で契約を結ぶこと、公道の修繕、あるいは大通りの清掃、その他、教区での何らかの公共事業の仕事の提供を認める権限を与えることを提案いたします。また、彼の収入が一定の額に達しない所では、その差額は地方税（rates）で埋め合わせるのですが、貧民が自分で仕事を見つけるように刺激するために、このように雇われた者の賃金は常に教区の賃金率を下回るようにしなければなりません。いうまでもなく、労働者の家族の規模に比例して賃金を増加させますが、割り振られた仕事を拒否する申請者は罰しなければなりません。議長。こうした規定は、主としてジョージ3世治世第22年の法律第83号第32項〔1782年〕、すなわちギルバート氏の法律から導き出されます。しかし、私がすぐ前に参照したようにエリザベス治世第43年〔1601年〕の法律の諸規定にあった「貧民を仕事に就かせるために」は、まず利点を生かせない〔だろう〕という自分の信念にもかかわらず、法律のこの部分を維持しておく、すなわち、法律のこの部分が有利に手段として訴えられるならば、権限は残してもよいと提案いたします。私は、この法律の規定が成功したとは思われない場合に用いられる権限を提案することに反論しました。

議長。私は救貧法の広範にわたり、議会に規制され、修正され、制定されるにふさわしいものとして提案した諸問題を全て検討してきたと確信しております。そしてここに至るまで、ほんの数日のうちに下院の許可を得て、法案の形式で皆さま方の議場に提出したいと望んだもの〔提案〕の要約を進めて参りました。私の職務のこの部分、あるいはすべての部分には、

いま私に耳を傾けてくださる下院議員の何名かの方にはよく知られており、大いに尊敬されるべき本当に大切な友人¹²⁾に最高の恩義を受けております。この方はご自分の才能と経験をこの大がかりな仕事を遂行するために提供していただきました。そして、彼の好意的なご支援にどれほどの恩恵を受けているかを説明する機会を私に与えてくださったことに感謝いたします。それゆえ私は少なくとも、自分の〔法案の〕趣旨が明確に述べられていると確信しております。

議長。私は自分が公表した法案のどれもが全く新しいものではないこと、また、おそらく何名もの方々が皆さま方の法令集にある現行法（original enactment）が、いくら残る不満を解消する法律のいずれかによって、私が提案した各項目を表明することでもたらされる利点（もし利点になるならば）に注目される可能性があることも自覚しております。私は斬新なものではなく、有益なものを目指しており、〔私とは〕異なる主題で書かれたかもしれない何名かの方々から公私を問わず、でっち上げの主張を引き出すことを望んでいるわけではないのです。同様の実際にある害悪に深く影響を受けたさまざまな見解に、同様の実行できる救済策を提案するのです。そして、意見の一致（concurrency of sentiment）が一般的になればなるほど、こうした救済策を適用できると思われます。もしも私がこの害悪のうち最も顕著なものを一つの見解としてまとめ、救済する見込みが全くないわけではないという規定を提案したのならば、自身の苦勞に十分に報いたと考えます。

とはいえ、私〔の法案〕に対し軽はずみに、あるいは早まった判断をされないように、下院と国家のご支援をお願いしたいのです。また、自分の属する特定の地区で、労働者の境遇を改善しようという慈悲深い目的のために奮闘してこられた紳士を私が取り上げてきましたのは、彼らの目の届くところで継続的に行われた特定の実験が成功したことを論証するためではなく、こうした計画の全般的な実行の可能性を論証するためなのです。王国の各地に備わるその地域特有の優位性があります。それは、〔その地

域の)土地所有者が巧みに改革したならば、労働者の愉楽と繁栄に十分な貢献をしたかもしれませんが、もし一般的な形で試みれば、全く上手くいかないというものです。こうした称賛すべき取り組みや各地の特有の状況に適した制度に対し、私が言えることはただ「実を結ぶ!(*floreat!*)」ということです。これら〔の取り組みや各地の制度〕が、我々の最も有益な同胞の中に、愉楽についての一般的資本(*general stock of comfort*)をもたらすのであり、私が公表した法案によって妨害されたり、いかなる程度であれ制限されたりすることもないのです。

また、私は皆さま方の願いを一部の人が現行の救貧法が愉楽や勤労、秩序をもたらした教区の状況によって抱いたかもしれない状況に導くこともありません。この状況は一般的なものにすることはできないのです。議長。私は有能な方々からのご支援をいただき、自分の住む教区に救貧法の運営のみによって、他の誰もより好ましいものを示しえなかったほどの物事の成り行き(*situation of things*)をもたらす幸運を得ました。この教区では悲惨になった者もいなければ、不満の原因を明確に見出した者もいません。この教区のワークハウスでは、そこに住むすべての人々が承認した上で証言しているように、規律正しさ(*regularity*)や勤労、節儉、清潔、健康が〔保たれていることが〕明らかなのです。しかし、この事実は卓越した忍耐強さや努力がなければ、非常に複雑で不完全な機構に変化をもたらすことはできず、絶え間ない警戒や一般に生じるとは予測できない状況を組み合わせなければ、維持することもできないということなのです。もしこの事実が一般的なものであるならば、私はこれ以上何も望むことはありません。しかし、自分の実験の成功が誤った方向に導かれはしないのです。例えば浮浪や徒弟制度などに関する法律のように議会の注意をひくことが望まれる、救貧法に付随するいくつかの問題がありますが、これらは真の意味で(*property so called*)救貧法の一部を構成していないのです。したがって、この計画でこの問題に立ち入ることは私自身を困惑させるだけなので、個々にもっと適切に取り上げるつもりです。

私は議会の見識に偽りのない最高の敬意を表し、〔この法案〕全体を最も適切なものと見なしていただくように採用されたり、却下されたり、省略されたり、改正したりしていただくために提出いたします。私は何が何でも自説にこだわるというわけではなく、下院と国家のご意見を喜んでお聞きします。それゆえ、私が提出しようとする法案を一度や二度は読んでいただくことを強く望んでおります。まもなく法案は刊行されて広く流布することと、四季裁判の後にも法案はさらなる検討を考慮に入れることを形式的ではありますが、お約束いたします。

しかし、私はこれらの法案の全てが私のお気に入りの計画だと述べることを、最良の知らせを受けるまで控えるなどできません。私が述べた切実な見解と骨の折れる調査をしている間、私は社会の現状を全般的に改善することによる魅力的な展望と、やがて起きてくる負担の急速な低減に魅了されてきました。私は教育制度が採用されれば、彼ら〔貧民〕が節儉や勤労（industrious）、謹厳（sober）、秩序に関する真の価値を理解するので、節儉があり、勤労を尊び、真面目で、規則を重んじ、満ち足りた賢明な農民〔になること〕を予想します。啓蒙された者たちは犯罪を忌まわしいものと理解するので、犯罪は減っていくと予想します。多くの人々は〔キリスト教（の慣行）を〕繰り返し教え込まれることで、その神の起源やその教義の美しさを読み解き、理解し、感じとることができるので、キリスト教の精神が広く行き渡っていくと予想します。わが祖国を守るべき価値あるものと十分に理解するので、誰もが敵の攻撃から守ろうとすると予想します。

貧民の貯蓄を保障する規定によって、私は節儉への刺激と財産の保障の奨励を思い描きました。人々の大半がその状態とつながり、永久に守る義務があるのです。

居住権の獲得を拡大する権限によって、労働は最も不足した場所に向けられるのです。人は自立心を高め、最愛の人との絆のある場所や、最高の努力をし、人生最高の時を過ごした場所から老人を追いやる不安が取り除

かれることに幸福感を覚えるのです。我々の法廷から訴訟はなくなり、調和は別の教区の地域にまで行き渡っていくのです。

褒賞を与える権限によって、忍耐と勤労に報い、徳が榮譽と尊敬を支えると考えます。

課税方法に関するさまざまな詳細な変更や地方税の公平化によって、私はより公正な分配が必要だと理解するのですが、今後、〔税の〕負担が減っていくと確信しております。教区会の組織〔改革〕によって、その利益は全般的な不安を抱えた一人ひとりによる非常に注意深い観察から引き出される取り決めや秩序、効率をもたらすのです。小屋の救貧税を免除する権限によって、民衆にとっては実にわずかな費用で、一人ひとりに十分な救済がもたらされます。貧民の住宅を建てる権限によって、彼らに愉楽と健康をもたらすのです。

最後にワークハウス制度の改革によって、救済行政を識別する権限、墮落や怠惰、あるいは悪徳の回避、および放蕩者と〔自然的な不運による〕無実の者との望ましい明確な区別がもたらされるのです。

たとえこの法案の全てが単なる幻想になりうるとしても、少なくともわが国の利益のために私が苦難に耐えた仕事をやり遂げ、私を奮い立たせたのです。しかし議長。最も賢い人の意見に正当な理由がないわけではないのなら、また慣行と経験の試金石がただ一つの事案で我々を失望させるのなら、私が議会の賢明な判断によって提案し、修正し、改善したことが、同胞の問題である貧困に貢献する人々に安心感を与え、緊急に保護を受けべき人々に幸福を広げるのです。

議長。私は「社会の労働階級の間には勤労を促進かつ奨励し、犯罪貧民および困窮貧民を救済し、規制するための」法案を提案いたします。

結果的に許可が得ることができ、ウィットブレッド氏、ピム氏、ブランド氏、リー・アントニー氏、ホーナー氏は同様のもの〔法案〕を立案し、提示するよう命じられた〔この文章はウィットブレッド自身ではなく、議会での記録であると考えられる〕。

附録

ホーナー氏によるスコットランド救貧法に関する覚書：

1807年2月17日『現行法』

スコットランドの法令集のなかで貧民を主題とする最も古い法律は、次の年月日の法律、すなわち1424年の法律第25号、1503年の法律第70号、1535年の法律第22号である。これらの〔法律の〕目的は、身分証の着用を認められた人々を除いて、誰にも施しをしないようにすることで、浮浪者の増加を抑制することである。

カトリック教会が分裂してから、一部の改革指導者が新しい〔教会〕制度のもとで、貧民の定期的な扶助を目的とする計画を行おうとした。1560年に開催された議会において、廃止された教会の収入は聖職者の扶養や若者の教育、貧民の支援に充当されるべきだと提案された。しかし、この提案には耳を貸されなかった。スコットランド教会（kirk）の第1回総会は同年の1560年12月に開催され、彼らは教育に関する最初の規則（book）を作成した。それは、彼らが1561年1月15日に開催した議会で提案したもので、教会の財産を分配するために同じ計画が示された。しかし我々がジョン・ノックス（John Knox）²³⁾に告げられた高貴な人々はその計画を「熱烈な空想」だとして拒否した。

その後いくつかの修正が施され、1579年に制定された法律がスコットランドの救貧法になる。この法律は7年前に可決したイングランドの法律、エリザベス治世第14年〔1572年〕の法律第5号のほぼそのままの写本である。それは全体としては法律の最新版を印刷したわけではないが、例えばラステルの第2巻のように、さらに古い所蔵の中に見られるかもしれない。F.イーデン卿²⁴⁾はこの現行のエリザベス救貧法に目を通した結果、イングランドの査定制度が1579年のスコットランドの法律を借用したものであるという見解をほのめかしたが、その際、彼はまさに注目すべき間違いに陥った

のだった。別の見方をすれば、最近では地方の教区での法律の施行が「その教区に国王が任命した治安判事が理事になることを約束する」とするイングランドの法律〔の記述〕を実にしっかりと複写しているが、スコットランドでは1689年まで治安判事は導入されていなかった。また、1579年のスコットランドの議会で、エリザベス治世14年〔1572年〕の法律からの複写ではなかった唯一の一般的な規則が、貧民基金の余剰を労働できる浮浪者の雇用を提供するために用いるように命令するものであったことは注目に値する。

我々は1592年の法律第149号の序文から学ぶ。すなわち、貧民を扶養するための1579年の法律の制度はすでに部分的に実行されてきたという記述に学ぶのである。治安判事の不足を防ぐため〔に制定された〕1597年の法律第272号は、スコットランド教会委員会 (kirk session) において、地方の教区での1579年法の施行を約束した。

次の3つの法律、すなわち1617年の法律第10号、1663年の法律第16号、1672年の法律第18号は、浮浪者のためのワークハウスを設置する計画にさまざまな規定を設けるが、幸いにして不成功に終わったことが明らかとなった。しかし、この二つ目の法律〔1663年の法律第16号〕は、土地所有者 (heritors) とその借地人 (tenant) を査定する方法に関し、最も重要な法律を含んでいる。すなわち、救貧税の半分は教区の土地所有者に支払いを命じ、もう半分〔の救貧税〕は借地人と所有主 (possessors) に支払いを命じることである。

スコットランドの貧民に関する法律の最後の時代はウィリアム王〔ウィリアム3世〕の治世である。1692年から1699年まで続いた過酷な飢饉の時期に (いまだ大衆には不運な7年と評されるが)、貧民救済のためのこれまで制定された諸法の執行を強化する地方議会の4つの布告と国会の3つの法律があった。これらは、単に上記の法律〔1617・1663・1672年の法律〕を叙述したに過ぎない。

スコットランド民事控訴院（Court of Session）の判決

今日までの過去100年間のスコットランドの法令集には、その〔法令の〕施行の方法に関し、先行する法令の解釈に基づく多くの判例がある。実際、救貧税はスコットランドのいくつかの地区でのみ査定されるが、その法令集が有効に存続することに疑いはない。二つか三つの先行する事案に少し注目しても、王国のその地域〔スコットランド〕での法的な査定が実在することを十分に証明するだろう。

1745年6月6日の判決により、民事控訴院はペリック州の二つの教区間の問題に対し教区で3年居住すれば、貧民に救済権を与えるというチャールズ2世の法律の解釈に基づき判決を下した。民事控訴院の判決は、ダンズ教区の土地所有者がこの法律に従って対処し、査定するよう命じた。

1751年2月15日に教区の土地所有者とスコットランド教会委員会による共同運営（joint administration）に判決を下したハンビー教区の事案によって、スコットランドの救貧法制度全体が非常に詳細に調査されたが、法令（decree）だけでなく、双方の側のあらゆる議論がのちに修正された1579年法が効力をもったことが愚かなことだったという仮定に基づいて進める。

事案は最後の飢饉の頃より、この問題に関心を持った民事控訴院によって判決を下してきた。すなわち、スコットランド救貧法に基づき、何らかの個人的な欠陥がなくても、飢饉で自活するための食料の価格が高くなり自活できない人々が救済を受けられるのかどうか？また、こうした人々を救済するための査定は合法だったのかどうか？民事控訴院は1804年1月17日、このような救済と査定はこの法律〔スコットランド救貧法〕により、合法であると判決を下した。そして、かつて反対の判決が下った主張はこの法律〔スコットランド救貧法〕に法的に効力がなかったのではなく、厳密に言えばこの法律がこの特定の事例を含まなかったのである。この事案は、ペリック州のダンズ教区でも同様に生じた。

サー・ヘンリー・モンクリーフ尊師^[25]によるスコットランド救貧法に関する覚書

査定はスコットランドの多くの教区で、貧民救済のための法律に従って行われる。査定は過去40年間にわたり定期的に一部の教区で行われており、明確な理由で毎年、非常に頻繁に行われるようになってきた。

これまで多くの教区では、査定を不要としてきた。すなわち、スコットランド教会委員会の管理のもとで毎週日曜日に行われる教会での献金、また多くの場合、別の基金は査定を受けることなく、十分に教区の貧民を養っている。これが、大多数の教区で今なおつづく実情なのである。

地方の小さな教区、あるいは都市や村落のない教区では、査定は価値の高い土地の地代に課税しており、半分は土地所有者が支払い、もう半分は借地人が支払う。地方の地租台帳は、価値の高い地代を確定する。

しかし、都市や村落のある大規模な教区での慣行は異なる。これらの教区での査定は土地と家屋の実質年間地代に基づいてなされており、4分の1が修理された家の所有者が支払っている。すなわち、査定額の半分は土地所有者(proprietor)または地主が支払い、〔残りの〕半分は借地人または所有主が支払う。

毎年、議会の法律に従い、8月の第一火曜日または2月の第一火曜日に開催される教区の土地所有者とスコットランド教会委員会の合同会議で、年に一度、新しい〔新たに定められる〕土地と家屋の賃貸料を集める徴税吏を任命し、査定が行われる。

スコットランド教会委員会は救貧法に従う法的な貧民保護官であり、貧民の扶養に備える基金を運営したり、配分したりする権限を持つ。しかし各教区の土地所有者たちは、この委員会の運営における監督権を持ち、また委員会の報告書を検閲する資格も持ち、時には彼らと行動を共にする者の中から委員を任命する。しかしながら概して、スコットランド教会委員会は単独で運営しており、地方議会の信任を得て、いかなる場合も、全く

何の報酬も得ずに職務を遂行するのである。

教区のワークハウスのあるところでは、その運営は一般にスコットランド教会委員会と土地所有者が共同で任される。また一部の大都市では町の議会、または組合（corporations）とつながりのあった治安判事、牧師（minister）その他の人々に任される。

貧民は勤労で自活して3年間居住した場合、どの教区でも慈善を受ける資格を与えるという、繰り返し下された民事控訴院の判決によって確認された規定によって、困窮者は法的な被救済権を持つ。

貧民の管理者に対し、各教区で慈善を受ける権利により与えられる〔はずの〕住宅をもたない貧民は誰でも、すぐ隣の教区に送還させる権限を与えるという貧民の居住権に関わる法律がある。そうなると貧民は、自分の出生地または彼が居住権を与えられる教区に至るまで、ある教区から別の教区に合法的に送ることができる。こうしたことは時折行われるが、その慣行は一般的ではないか、もしくは頻繁に行われた。貧民は教区に入ってすぐに、あるいは勤労により3年間居住する前に貧民になってしまう者は、決して居住権を得られないため、その貧民は一般に自身の教区に戻るか、私的慈善に頼らせる。

教区学校の教師は、子どもたちを無償で教えようとはしない。時折、貧民の子どもたちはスコットランド教会委員会の費用で教区学校の教師〔の所〕に送られるが、教師は常に授業料を受け取る権利が与えられる。公共団体（public society）または私的慈善家（private benefactor）による支援で、子どもたちが無償で通う慈善学校は多くあるが、授業料は常に教区学校に支払うことになっている。

近年、1803年に可決した議会の法律によって、スコットランド通貨で100ポンド程度の地代に値する不動産をもつ各教区の土地所有者（heritors）は教師に支払う給料や授業料を定める権利を持つ。彼ら〔土地所有者〕には25年を終える度に給料を上げさせる権限が与えられ、常に授業料を調整することができる。当然ながら、教区によって給料だけでなく授業料もい

くらかの違いがある。しかし、最も一般的な授業料は以下のようになるかもしれない。すなわち、朗読の教育には四半期 (quarter) につき18ペンス、書写 (writing)、算術 (arithmetic) の教育は四半期につき2シリング、または2シリング6ペンス、ラテン語の教育は2シリング、または2シリング6ペンスである⁽¹⁵⁾。

両親は、とにかく一般的に教区学校を利用する。とりわけ地方の慣習 (*in the law*) では、両親が教区学校を軽視すれば、不名誉とみなされるのである。

子どもたちは皆、例外なく朗読、とりわけ聖書の朗読が教えられる。子どもたちは宗教の一般原理を含む問答書を詳しく教えられ、とにかく一般的に文字の書き方や算術の一般法則を理解することも教えられ、皆はそのようにできるようになる。ほとんどの教区では一部の希望者にはラテン語が教えられるし、もし彼らが望むのであれば、教区学校より大学に通う資格を与えられることもある。

男女とも教区学校に通うが、下層階級の女子は一般的に朗読や問答書による〔宗教〕教育に限られ、時に〔その教育に〕留まる。しかし、〔実際には〕女子の多くが書写も算術も教えられる。

原注)

- (1) マルサス『人口論』第2巻、149頁 [Malthus, Thomas Robert, *An essay on the principle of population, or, A view of its past and present effects on human happiness: with an inquiry into our prospects respecting the future removal or mitigation of the evils which it occasions*. The Version Published in 1803, with the variaiora of 1806, 1807, 1817, 1826, ed., by Patricia James, 2vols., Cambridge University Press, 1989, p.348.〔吉田秀夫『各版対照人口論 ~ 』、春秋社、1948-1949年、109頁〕]
- (2) マルサス『人口論』第2巻、529頁 [Malthus (1989), *op. cit.*, pp.216-217.〔吉田(1948-1949年) 前掲書、230頁〕]
- (3) マルサス『人口論』第2巻、396頁 [Malthus (1989), *op. cit.*, p.139.〔吉田(1948-1949年) 前掲書、86頁〕]

- (4) エドワード6世治世第1年第8号〔1547年〕を指す。
- (5) ローズ氏を指す。
- (6) マルサス『人口論』第2巻、552頁〔Malthus (1989), *op. cit.*, pp.228-229.〔吉田(1948-1949年)前掲書、250-251頁〕〕
- (7) この国〔イングランド〕では、スコットランドの救貧法の問題に関する多くの誤解が広がっており、人々の多くは救貧法そのものの存在を信用していない。また、その事実に関して、より良い形で知らせるほかの人々も救貧法がいま実施されていないと間違っただ主張されているので、私はこの小冊子の末尾で、〔スコットランドの〕救貧法に関する、短い、かなり明確な発言や、それに基づく事実を伝えることが望ましいと考えた。これに関して私はホーナー氏とサー・ヘンリー・モンクリーフ牧師に多くの恩義がある。
- (8) ホーナー氏⁽²⁶⁾を指す。
- (9) 注A：東インド〔会社〕のセント・ジョージ要塞の元職員で、スワネージの教区牧師を務めるベル博士⁽²⁷⁾は、ランカスター氏が実施した教育制度に関する独創的な創案を主張した。1789年の早々にベル博士はマドラスに学校を開校し、ここでその〔教育〕制度が初めて実施されたが、見事な成功を納め、最高の有益な効果をもたらした。ベル博士は、1797年に自身の指導方法の概略を『マドラス男子孤児院における教育の実験 (An Experiment on Education made at the Male Asylum of Madras)』と題する小冊子にして刊行した。その小冊子はベル博士によって1805年と1807年に刊行した2冊の後続版で増補され、非常に価値ある詳しい説明が民衆に伝えられてきた。〔一方、〕ランカスター氏による選挙区中の無償学校は、1800年まで開校されなかった。このようにベル博士は疑いなくランカスター氏に先行していたので、世間はまず、これまで世に出された最も有益な発見の一つとして、ベル博士に恩義がある。

ベル博士とランカスター氏はこれまで互いに何度も交流を重ねてきた。そして、ベル博士の恩義を認めるランカスター氏は、ベル博士の名誉または功績を損なわないことを願い、ベル博士が得た名誉を横取りしないことも願った⁽¹³⁾。同時に、彼は自分の学校で実施した実に有益な方法の多くが、もっぱらベル博士によるものだ主張した。一方、人類に相当偉大な恩恵者にふさわしいという思いを持つベル博士は、「ランカスター氏の熱意、堅忍、取り組みに対し、その制度の機械的な部分は最大の恩義を受けている」⁽¹⁴⁾と主張した。

その制度そのものは、私が公告を進めたいものであり、同時にその制度を創案し、推進し、普及することに際立った貢献をする二人の人物に真の価値を世

間に認めさせたい。両者が非常に寛大に享有する保護によって、有益と真実を基礎に見いだした教育の計画は普及するに違いない。そして、ベル博士とランカスター氏の各々の長所に対する偏見のない承認をもって、あらゆる集団はその〔教育計画の〕一般的な採用の時期を著しく遅くすることはあり得ない。

(10) ヘンリー・ソーントン氏⁽²⁸⁾を指す。

(11) マルサス『人口論』第2巻、184頁 [Malthus (1989), *op. cit.*, , p.364
〔吉田(1948-1949年) 前掲書、 、141頁〕]

(12) ハートフォード州ヒッチンのウィルシャー氏⁽²⁹⁾を指す。

(13) 1807年3月2日付、ランカスター氏のウィットブレッド氏宛ての書簡の引用。

(14) 1807年2月26日付、ベル博士からウィットブレッド氏宛ての書簡の引用。

(15) 給料の最高額は400マルク⁽³⁰⁾で、最低額は300マルクである。さらに校長は住宅や校長宿舎、小さな庭を持つ。

訳注)

〔1〕マタイ伝7-12 [『バイリンガル聖書』いのちのことば社、第二版、2015年、新、14頁]。

〔2〕ピット (Pitt, William, the Younger, 1759-1806): イギリス首相(1783-1801年、1803-1806年)として国政を指導した。アメリカ独立戦争で疲弊した国家の財政再建に力を注ぐ一方、フランスに対しては対仏大同盟を組織して対抗した。しかし、ナポレオン率いるフランス軍への有効な手段を見出すことはできなかった。莫大な戦費がかさみ、1799年に所得税を導入するなどの税制改革に着手したが、アウステルリッツの戦い(1805年)での大敗に衝撃を受け、翌年に病死した〔松村 勲・富田寅男編『英米史辞典』研究社、2000年、581-582頁〕。

ピットはフランスとの戦争や凶作などで国内外が混乱するなか、貧困対策の必要に迫られ、1796年に救貧法改正法案を提出した。同法案は130条に及ぶ詳細な規定が盛り込まれており、勤労学校の設立や荒れ地開墾の奨励、農民の家畜購入資金や営農資金の貸付、友愛組合による社会保険計画などさまざまな計画が示された。一方で、ピットは労働者が多子のために貧困に陥ることを認め、子どもが二人以上の場合、週1シリング以内の手当を与えることを提案し、賃金補助制度の立法化も図った。アダム・スミスの影響を受けたピットによる法案としては一貫性を欠き、大きな反発を招き、廃案を余儀なくされた〔小山路 男『イギリス救貧法史論』日本経済評論新社、1962年、176-177頁、森下宏美

- 『マルサス人口論争と「改革の時代」』日本経済評論社、2001年、23-24頁〕。
- 〔3〕最低賃金法案（1795、1800年）を指すと考えられる。ウィットブレッドは、同法案において治安判事の四季裁判所に農業労働者の賃金と労働時間を決定し、宣告する権限を与えることを提案した。これに対しピットは経済的自由主義の立場から批判し、廃案に追い込んだ〔小山（1962年）前掲書、174-175頁〕。
- 〔4〕アンリ4世（Henri , 1553-1610）：ブルボン朝の初代国王（位1589-1610）。プロテスタントに帰依し、ユグノー戦争では新教徒軍の首班となった。シャルル9世の妹マルグリットとの結婚によりサンバルテルミの虐殺（1572年）を招いた。アンリ3世の死後、国王に即位し、1593年にカトリックに改宗した。その後、ナントの勅令（1598年）により信教の自由を認め、ユグノー戦争を終結させた。国内では農業や養蚕業などを盛んにし、フランス絶対王政の基礎を固めたが、カトリックの狂信者ラヴァイヤック（Ravaillac, François, 1577-1610）により暗殺された〔京大西洋史辞典編纂会『新編西洋史辞典』改訂増補、東京創元社、1993年、57頁〕。
- 〔5〕ヤング（Young, Arthur , 1741-1820）：農業評論家。サフォーク州の牧師の子。パーク州（Berkshire）で農業に従事しながら、各地をまわり、農業経営の実情の把握に努めた。その成果が『イギリス未開墾地の現状（*Observations on the Present State of the Waste Lands of Great Britain*）』（1773年）や『アイルランド紀行（*Tour in Ireland*）』（1780年）である。また、1784年に雑誌『農業年報（*Annals of Agriculture*）』を刊行し、農業知識の普及に努めた。ウィットブレッドが『演説』で引用したヤングの『フランス紀行（*Tour in France*）』（1792年）〔宮崎洋訳『フランス紀行 - 1787、1788 & 1789』法政大学出版局、1983年〕は、1787年より3度にわたり旅行したフランスの農村事情を記したものである。1793年からは各州の農業報告を作成するために設置された農政局（Board of Agriculture）の初代局長になった。晩年は失明の難にあったが、農業技術の改良や農業経営の向上のための啓蒙活動に尽力した〔松村超・富田寅男編『英米史辞典』研究社、2000年、846頁〕。
- 〔6〕パルトニー（Pulteney, William, Sir, 5th baronet , 1729-1805）：スコットランドのダンフリーズ州（Dumfriesshire）出身の政治家、不動産開発事業者（property developer）。ウィリアム・ジョンストーン（Johnstone, William）の名でも知られる。エディンバラ大学で学んだ後、1751年、弁護士（bar）として活動する傍ら、アダム・スミスらと交流を深め、学術的な世界にも足を踏み入れていた。1760年、下院議員ダニエル・パルトニー（Pulteney, Daniel ,

1684-1731)の娘フランシス(Frances)と結婚した。フランシスが親族の相次ぐ死により莫大な財産を相続した際、彼は自身の名をバルトニーに改めた。その後、1768年にシュールズベリ(Shrewsbury)選出、1775年以降はクロマーティ(Cromarty)選出の下院議員となり生涯を捧げるようになった。彼は常に農業改良に関心を持ち、1782年にフランシスが亡くなった後、彼女の遺した多くの土地を開発した。また1791年にはアメリカ合衆国との親善を兼ね、ニューヨークの土地100万エーカーを購入し、その開発にも力を注いだ〔*Oxford Dictionary of National Biography*, 2004, Vol. 45, pp.557-559〕。

- 〔7〕ウィットブレッドが『演説』で明記した『人口論』の引用箇所から、ここで用いられた『人口論』は第三版(1806年)の可能性が高いと考えられる〔Malthus, Thomas Robert, *An essay on population 1806*, An essay on population; the six editions, Routledge, 1996, 11 volumes〕。
- 〔8〕Malthus(1989), *op. cit.*, p.217.〔吉田(1948-1949年)前掲書、231頁〕
- 〔9〕ローズ『グレート・ブリテンにおける救貧法と貧民の管理に関する考察(*Observation on the poor laws and on the management of the poor in Great Britain*)』(1805年)を指す。ローズ(Rose, George, 1744-1818)は、ピット政権時代に大蔵省や海軍省の財務官を歴任し、1793年には友愛組合を合法化するなど労働者の境遇改善に尽力した〔大前朔郎『英国労働政策史序説』有斐閣、1961年、180-186頁〕。
- 〔10〕アリストイデス(Aristides, 前520頃-前468頃):ギリシアの政治家。マラ톤の戦い(前480年)で指導者の一人となり、その翌年(前489年)にアルコンに選出された。テミストクレス(前528頃-前462頃)の政敵で、前483年、陶片追放を受けた。その二年後に大赦により帰国し、サラミスの海戦(前480年)プラタイアの戦い(前479年)を指導した。また、デロス同盟(前477年)の成立にも関わり、各都市の貢税の査定を公正に行った〔『新編西洋史辞典』136頁〕。ウィットブレッドの『演説』にある「正義の人(the Just)」は、アリストイデスの尊称である。
- 〔11〕ヨハン・デ・ウィット(De Witt, Johan, 1625-1672):オランダの政治家。弁護士、ドルドレヒトの市委員を経て、1653年にホラント州の首席に就任し、以後20年にわたりオランダの国政に関わった。イギリス・オランダ戦争で指導的な役割を果たしたが、1872年に暴徒化した民衆に捕えられ、兄のCornelis(De Witt, Cornelis, 1623-1672)とともに虐殺された〔『新編西洋史辞典』

488頁}。

〔12〕ゴードン暴動 (Gordon Riots) (1780年) を指すと考えられる。1780年6月2日から9日にかけてロンドンで起きた宗教暴動。1788年に制定された旧教徒救済法に反対した狂信的な新教徒ジョージ・ゴードン卿 (Gordon, George, Lord, 1751-1793) を中心として新教徒の民衆たちが旧教徒の家や店、さらには監獄を襲撃した。暴動は一週間後に鎮圧され、首謀者25名が処刑されたが、ゴードン卿は釈放された〔『英米史辞典』291頁}。

〔13〕貧民の境遇改善協会 (Society for Bettering the Condition of the Poor) は、1796年に設立された。後援者に国王ジョージ3世を据え、その主要なメンバーはダラム主教や小ピット、ウィルバーフォース (Wilberforce, William, 1759-1833) などの有力者で構成されていた。協会の目的は貧民の幸福や愉楽の増大を図ることであり、現行の救貧法制度の是正を求めた。協会は1798年から1817年にかけて、貧民の境遇やその改善策に関わる情報の収集や流布を目的に『報告集』を出版したが、その多くをバーナード (Bernard, Thomas, Sir, 2nd Baronet, 1750-1818) が執筆した。『報告書』では、貧民の教育や学校の普及をはじめ、天然痘などの伝染病の予防、貧民の生活習慣の改善、友愛協会や共済組合、貯蓄銀行を通じた自助や相互扶助などが取り上げられた〔吉尾清『社会保障の原点を求めて イギリス救貧法・貧民問題 (18世紀末～19世紀末頃) の研究』、関西学院大学出版会、2008年、130-136頁}。後にバーナードはウィットブレッドの法案に対し、ダラム主教宛での書簡という形式で応答した。また、『報告集』第5巻 (1807年) の序言でもウィットブレッドを意識しつつ、改革の急進化を避け、漸進的な改革を進めるべきと主張した〔長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流 - 近世・近代転換期の中間団体』東京大学出版会、2014年、221-225頁}。

〔14〕ホラティウス『歌集 (カルミナ)』第1巻12歌、アウグストゥス讃歌〔鈴木一郎訳『ホラティウス全集』玉川大学出版部、2001年、312頁}。

〔15〕フレッチャー (Fletcher, Andrew, of Saltoun, 1653?-1716) : スコットランドの愛国者、文筆家、スコットランド議会の議員。モンマス公 (Scott, James, 1st Duke of Monmouth, 1649-1685) の反乱に参加したが、仲間と争って射殺したため追放され、大陸に亡命した。1688年、ハーグでオラニエ公ウィレム (William of Orange, 1650-1702) と知り合い、名誉革命後に帰国した。スコットランドの貧民の窮状から、友人のパターソン (Paterson, William, 1658-1719) とともに、中央アメリカへの植民を図るダリエン計画を支持した。アン

女王の治世では、イングランドとスコットランドの連合に対し演説や文筆で反論した。その後、連合が成立すると、農業擁護や自由貿易擁護の著作を通して、スコットランドの発展に尽力した。ウィットブレッドが引用したフレッチャーの著作は、『スコットランド事情に関する二論 (*Two Discourses concerning the Affairs of Scotland*)』(1698年)である。同書は、第一論考でダリエン計画の支援をスコットランド議会に訴え、第二論考で貧民に食料を与える制度の変遷を歴史的に考察している〔『英米史辞典』258頁、村松茂美『ブリテン問題とヨーロッパ連邦 フレッチャーと初期啓蒙』京都大学学術出版会、2013年、19-41、107-115頁、田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究』名古屋大学出版会、1991年、12-56頁〕。

[16] Fletcher, Andrew, *Two discourses concerning the affairs of Scotland: written in the year 1698*, Edinburgh, 1698, pp.24-26.

[17] Fletcher (1698), *op.cit.*, p.52.

[18] ランカスター (Lancaster, Joseph, 1778-1838): イングランドの教育者。1798年にロンドンに学校を設置し、スコットランド出身の教育者ベル (Bell, Andrew, 1753-1852) が主張した助教法 (monitorial system) を実行した。非国教徒を中心に王立ランカスター協会を設立し、いくつかの学校を運営した。彼は、1803年に『教育の改良 (*Improvement in Education*)』を刊行し、国王ジョージ3世らの支持を得て教育活動に尽力したが、多くの負債も抱えた。そのため、1814年に「英国内外学校協会 (British and Foreign School Society)」に改め、ランカスターも除名された。その後はアメリカにわたり、各地で教育活動にあたった〔『英米史辞典』406-407頁、青木一ほか編『現代教育学事典』労働旬報社、1988年、729頁〕。

[19] Malthus (1989), *op. cit.*, p.191. [吉田 (1948-1949年) 前掲書、169-170頁] なお、この記述は『人口論』第五版 (1817) で削除された。また地方銀行の原語は、ウィットブレッドが county bank であるのに対し、マルサスは country bank である。

[20] Malthus (1989), *op. cit.*, p.195. [吉田 (1948-1949年) 前掲書、176頁]

[21] ベッドフォード州農業協会は1801年、農業の促進などを目的として設立された。設立を支援したベッドフォード公爵 (Russell, Francis, 5th Duke of Bedford, 1765-1802) は地方の改善の支援者、立案者として人々に讃えられた。同協会は有能な農夫に報奨金を与えてきた。たとえば、道具と家畜を使って短

時間に効率的に開墾した農夫に対し、最も優れた者から順に10ギニー、6ギニー、4ギニーと報奨金を与えるなどした。ウィットブレッドが『演説』で取り上げた教区救済を受けずに多子を育てた農夫に対しては、優れた者から順に5ギニー、3ギニー、2ギニーの褒賞金を与えた。褒賞金の総額は58ポンド16シリング(1801年)、103ポンド109シリング(1802年)、113ポンド19シリング6ペンス(1803年)、87ポンド3シリング(1804年)、81ポンド7シリング6ペンス(1805年)、77ポンド14シリング(1806年)、51ポンド19シリング6ペンス(1807年)であった〔Batchelor, T., & Board of Agriculture (Great Britain). *General view of the agriculture of the county of Bedford drawn up for the consideration of the Board of Agriculture and internal Improvement*, 1813, pp.618-619, Chambers, Clifford Gore, *Bedfordshire*, Cambridge County Geographies, Cambridge University Press, 1917, pp.50-51〕。

- 〔22〕 Malthus (1989), *op. cit.*, , p.190. 〔吉田(1948-1949年)、前掲書、168頁〕
- 〔23〕 ノックス (Knox, John, 1505/12-72): スコットランドの宗教改革者。長老派 (Presbyterians) の祖とされる。グラスゴウ大学で神学と法学を学んだ。ルター主義者ウィシャート (Wishart, George, 1513-1546) の影響で新教に改宗し、ウィシャートの処刑後、セント・アンドリュース城で説教を行った。フランス軍により城が陥落すると(1547年) 1年間半にわたり奴隷として労役を強いられたが、釈放後に国王エドワード6世の宮廷牧師になった。その後、ジュネーヴに渡り、カルヴァンの教えに影響を受けた。1560年、長老教会主義に基づくスコットランド教会を成立させた〔『英米史辞典』399頁〕。
- 〔24〕 イーデン (Eden, Frederick Morton, Sir, 1766-1809): オックスフォードで学んだ後、グローブ保険会社 (Globe Insurance Company) の設立に関わり、同社の会長にもなった。代表作『貧民の状態 (The State of the Poor)』(1797年) は三巻本で構成され、「イングランドの労働者階級に関する知識の偉大な宝庫」と評される。マルクスも「アダム・スミスの弟子のなかで18世紀のなにか有意義な仕事をしたただ一人の人である」と高く評価した〔吉尾(2008年)、前掲書、157、174-175頁〕。
- 〔25〕 モンクリーフ (Wellwood, Sir Henry Moncreiff, 8th baronet, 1750-1827): スコットランド教会の牧師 (minister)。グラスゴウ大学、エディンバラ大学で学び、牧師になる決意を固めた。エディンバラでの啓蒙活動に積極的に関与し、哲学や歴史に取り組んだ。また、長老派の牧師の尊厳と自立を擁護し、カ

ルヴァン派教義の力強い説教者として評価された。彼は1784年、スコットランド教会の牧師の未亡人と子どものための基金(fund for the widows and children of the ministers of the Church of Scotland)の寄付者と運営者をつなぐ役割を与えられたことで、各教区で生活する者と牧師の事情に関わる詳細な情報を得ることができた。1785年、スコットランド教会は彼を総会(general assembly)の議長(moderator)に任命し、同年にグラスゴウ大学より神学の博士号を得た。また1790年、スコットランド教会聖職者の子弟たちの恩恵のための協会(Society for the Benefit of the Sons of Clergy of the Church of Scotland)の創立メンバーの一人となり、1793年には国王ジョージ3世より教会統治権をもつチャプレン(chaplain-in-ordinary)にも任ぜられた。代表作『ジョン・アースキンの生涯と著作に関する詳述(*Account of the Life and Writings of John Erskine*)』(1818年)の中で、スコットランド教会に関する正確な説明を行った〔*Oxford Dictionary of National Biography*, 2004, Vol.58, pp.80-81〕。

- [26] ホーナー(Horner, Francis, 1778-1817): スコットランドのエディンバラ出身で、商人の長男として生まれた。エディンバラ大学でステュアート(Stewart, Dugald, 1753-1828)のもとで学んだ。雑誌『エディンバラ・レビュー(*Edinburgh Review*)』の創刊者の一人であり、その創刊号(1802年)でソーントン(Thornton, Henry, 1760-1815)の『紙券信用論(*An Enquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain*)』(1802年)〔渡辺佐平、杉本俊朗訳『紙券信用論』實業之日本社、1948年〕を書評した。1806年より下院議員となり、ソーントンらとともに地銀委員会を指導し、その報告書の起草に取り組んだ〔経済学史学会編『経済思想史辞典』丸善、2000年、368頁、奥田聡「フランシス・ホーナーの金融思想の形成と展開」飯田博康・出雲雅志・柳田芳伸編『マルサスと同時代人たち』日本経済評論社、2006年、209-234頁、柳田芳伸「マルサスとパーネル アイルランドの十分の一税制度の改革と関連して」『長崎県立大学経済学部論集』第48巻第1号、2014年、1-21頁〕。ホーナーはウィットブレッドの演説当日、ウェブ・シーモア卿(Lord Webb John Seymour, 1777-1819)に宛てた書簡で演説の内容を記している〔*The Horner papers: selections from the letters and miscellaneous writings of Francis Horner, M.P. 1795-1817.*, ed., by Kenneth Bourne and William Banks Taylor, Edinburgh University Press, 1994, pp.447-448〕。シーモア卿はサマセット公(Seymour, Edward, Adolpus, 11th Duke of Somerset, 1775-1855)の弟であり、エディンバラ大学でホーナーと親友となった。『エディンバラ・レビュー』

を定期的に購読し、ホーナーと幾度も文通を交わした〔Kenneth Bourne and William Banks Taylor (1994), *op. cit.*, pp.35-36〕。

- 〔27〕ベル (Bell, Andrew, 1753-1832): スコットランド出身の教育者。セント・アンドリューズ大学を卒業後、1774年から1781年までアメリカに滞在した。帰国後、国教会の牧師となり、1787年より十年間、従軍牧師としてインドに赴いた。ウィットブレッドが引用した『マドラス男子孤児院における教育の実験 (An Experiment on Education made at the Male Asylum of Madras)』(1797年)は、ベルがインドに滞在中、マドラス近郊のエグモア (Egmore) にある陸軍男子孤児院 (Military Male Orphan Asylum) で行った教育実践をまとめたものである。その実践の一つである、優秀な生徒を助教生にして教える助教制度 (monitorial system) はランカスターにも影響を与えたが、後に両者の教育方法の優劣をめぐり論争が巻き起こった。ベルはインドから帰国後、1801年にスワネージ (Swanage) に隠居し、教育に直接かかわることはなかった。しかし『教育の実験』の加筆修正に精力的に取り組み、五版 (1814年) まで改訂した。バーナード (Bernard, Thomas, Sir, 2nd Baronet, 1750-1818) は *Barrington School* (1812) の中で、1810年に設立したバリントン・スクール (Barrington School) をベルの教育制度に基づく最も優れた実践例の一つとして紹介した〔安川哲夫「実際の教育の改革者 A.ベルの教育 = 訓練思想とその実践: 「ベルランカスター論争」研究の一環として」『金沢大学教育学部紀要教育科学編』1981年、191-205、207-219頁〕。
- 〔28〕ソーントン (Thornton, Henry, 1760-1815): ロンドン有数の銀行家。下院議員として活動する一方で、クラバム派の中心人物としてウィルバーフォースとともに奴隷貿易廃止に尽力した。イングランド銀行兌換停止 (1797年) の際には両院の証人となり、地銀委員会 (1810年) の主要なメンバーの一人としても活動した。代表作『紙券信用論』(1802年)〔渡辺佐平、杉本俊朗訳『紙券信用論』實業之日本社、1948年〕は金融理論の著作として後世にも影響を与えた〔経済学史学会編『経済思想史辞典』丸善、2000年、237頁〕。
- 〔29〕ウィルシャー (Wilshire, William, 1754-1824) を指すと考えられる。ウィルシャーは1780年ウィットブレッドの法廷弁護士 (attorney) になり、ウィットブレッド社の財政的な協力者でもあった。ウィットブレッドの救貧法の改革運動を支援し、1806年5月、ウィットブレッドが下院で演説した際には、彼に資料を提供した〔Mathias, Peter, *The brewing industry in England 1700-1830*,

At the University Press , 1959 , pp.301 , 327 , Fulford, Roger, *Samuel Whitbread , 1764-1815: a study in opposition*, Macmillian , 1967 , pp.176 , 179 }。

- [30] マルク (mark) はイングランドやスコットランドで使用されていた貨幣の単位であり、 1 マルクが13シリング 4 ペンスに相当する [二村隆夫監修 『丸善単位の辞典』 丸善、2002年、336頁]。